

# 協働環境委員会会議録

令和3年1月22日（金）

（開 会） 10：01

（閉 会） 15：57

## 【 案 件 】

1. 公共交通・お出かけ支援について
2. 健康づくりについて

## 【 報告事項 】

1. 人権教育・啓発基本指針改定（原案）について

---

### ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。「公共交通・お出かけ支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

#### ○まちづくり推進課長

「公共交通・お出かけ支援」につきまして、「買物支援対策事業（買物ワゴン）の運行及び利用状況について」、令和2年12月末現在の資料に基づき、ご説明いたします。今回提出いたしております資料の説明につきましては、前回、本委員会で提出いたしました内容の変更点のみの説明とさせていただきます。

資料1ページをお願いします。【1】令和2年度の運行概要につきましては、前回、本委員会で提出いたしました資料と変更はございません。資料の2ページをお願いします。

【2】利用状況について、（1）利用状況・年次推移におきまして、前回、本委員会で提出いたしました資料では、令和2年度9月末の利用者数が6517人でした。今回の資料は、12月末現在での利用者数に更新いたしまして、1万138人となっております。（2）地区別利用状況につきましては、利用者数、1日平均利用者数、運行日数におきまして、上段は令和元年度3月末の数値でございますが、下段は、それぞれ令和2年度12月末現在の数値に更新いたしております。令和元年度トータルの1日平均利用者数と、令和2年度12月末現在の1日平均乗車数を比較しますと、微減となっております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○地域公共交通対策課長

続きまして、昨年12月末までのコミュニティ交通の利用状況等につきまして、ご説明いたします。3ページをご参照ください。【1】に、コミュニティ交通全体の利用者数について、予約乗合タクシー、路線ワゴン、コミュニティバスの利用状況を記載しております。昨年12月末までの実績といたしまして、予約乗合タクシーは、2万9814人、昨年10月から西鉄路線バス廃止の代替交通機関として運行しております路線ワゴンは、10月から12月までの3か月間の実績で1515人、コミュニティバスは、本市単独4路線と宮若市との共同1路線を合わせまして、2万7708人となっております。コミュニティ交通の合計では、5万7522人となっております。

次に、【2】に予約乗合タクシーについて、記載しております。（1）の表ですが、中段の1日平均利用者数、1番右の枠になりますけれども、165.6人と前年度よりも30.3人、約15.5%減少しております。（2）に、地区別の状況を記載しておりますのでご参照ください。説明につきましては割愛させていただきます。

次に、4ページをご参照ください。【3】に西鉄路線バスの代替交通機関として運行しております、飯塚東地区、鎮西地区、幸袋地区の3地区で運行している路線ワゴンの利用状況について記載しております。昨年10月からの3か月間の状況ですが、各地区の1日平均利用者数

は、飯塚東地区で13.5人、鎮西地区で6.5人、幸袋地区で4.8人となっております。

【4】に本市単独の4路線のコミュニティバスについて、記載しております。(1)の表ですが、下段の1日平均利用者数は110.2人と、前年度よりも20.9人、約15.9%減少しております。(2)に路線別の状況を記載しておりますので、ご参照ください。説明は割愛させていただきます。

次に、5ページ目をご参照ください。【5】の宮若市共同運行のコミュニティバス(宮若・飯塚線)につきましては、運行開始後の令和元年10月からの昨年度の下半期と、今年度の昨年12月末までの実績を記載しております。(1)の下段に1日平均利用者数を記載しております。平日は38.2人、土曜日12.6人、日曜日8.2人で合計が28.7人と、前年度下半期と比較いたしますと12.3人、約30%減少しております。また、(2)に、昨年10月からの運行ルートを変更しております鯉田渡から飯塚市役所間の利用状況について、表を追加しております。この区間の乗車人数につきましては、平日は小計で357人、1日平均5.9人。土曜日は小計25人、1日平均1.9人。日祝日は小計54人、1日平均3.0人となっております。降車人数につきましては、その下段に記載しております。以上で昨年12月末までのコミュニティ交通の利用状況について、説明を終わります。

続きまして、資料の6ページをよろしくお願いたします。次に来年度、令和3年度のコミュニティ交通の運行計画につきましては、ご説明いたします。令和3年度のコミュニティ交通の運行計画につきましては、前回の本委員会でもご説明いたしましたように、おおむね今年度の運行計画を踏襲した形で実施するようしておりますけれども、次の2点につきまして、一部変更を行うように予定しておりますのでご説明いたします。1点目ですが、コミュニティバスの穎田・飯塚線におきまして、次の資料7ページに位置図を記載しておりますけれども、現在の川津郵便局口バス停と穂波福祉総合センターバス停との間、運行ルート上の星印の部分ですけれども、横田交差点付近、奈田クリニックの近くに、新たなバス停を1カ所新設するものです。これに伴いまして、6ページに戻っていただいて、運行ダイヤが一部変更するということとなります。

次に、2点目ですけれども、コミュニティ交通の運賃の障がい者割引制度に関しまして、変更しております。6ページの下段のほうですけれども、本市単独運行のコミュニティバス、路線ワゴン、予約乗合タクシーにおきまして、現在は障害者手帳所持者ご本人のみに対しまして100円の割引を適用しておりますけれども、この割引適用範囲を同乗される介護者1名にも適用するよういたします。本人と介護者と1名ずつの適用となります。この件につきましては、飯塚市身体障害者福祉協会等からご要望されていた内容でございまして、これにより障がいのある方々にも、コミュニティ交通がご利用しやすくなるものと考えております。この2点のほかにつきましては、現在と同様に運行する予定としております。なお、これらの内容につきましては、飯塚市地域公共交通協議会及び交通会議におきまして、昨年12月10日にご合意いただいております。以上で、本日提出しております全ての資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。よろしくお願いたします。前回の調査までに、公共交通の問題については、西鉄の一方的な撤退に関わって、1つの矛盾を提起し、それを打開するために西鉄に申し出をする必要があるのではないかという提案をし、それについては、市のほうからは、そういう申し入れを行うということでした。つまり矛盾というのは、西鉄の代表を含めたところで、公共交通網形成計画を5カ年ということでもっているんだけど、それは、その計画を立てた段階で、当然ながら西鉄の路線がその期間は維持されるということが前提だろうと思う

んですよね。これは公共交通政策「公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて、こういうことをされているわけですよね。ところが一方で、別の法律によって西鉄は、6か月前に国に届け出をすれば、路線の変更・撤退ができるという法律にもなっているということで、一方の法律に基づいて決めたことが、一方の法律によって破られていくという、そういう矛盾です。それで、ここには本市が地域の交通手段を守るという立場で、公共交通を守るという立場で、西鉄にきちんと物を言っていかなければならないという役割ないし責任があるということになるわけですね。それで、先ほど言ったような答弁があったわけだけれど、西鉄との関係は、申し入れは、その後どういう状況か、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

路線の維持・確保につきまして、私どものほうと西鉄、西日本鉄道株式会社本社におきましては、常日頃、連絡を密にとりながら、路線を維持していく方策について検討させていただいておりますけれども、そういった協議の中で、今、委員が申されております路線維持に対するお話等をさせていただいております。

○川上委員

まるでわからない、今の答弁では。部長は11月の調査の折に、こう答弁したんですよ。「今後とも今のバス、私どもがつくる体系と同様に西鉄バスの路線についても維持していただくようお願いしますし、今後も西鉄との定期的な協議を持ちながら、そういったところについても要望してまいります」という答弁だった。この答弁に基づいて、どういうことが行われたのかお尋ねしているわけです。この中には当然、西鉄本社というのは単語がありましたけれど、いつ、どこで、誰と、何を、どうしたというようなことを分かるように答弁してもらわなければ、調査ができないわけですね。今のような答弁では大変困る。ちょっと答弁、やり直してください。

○地域公共交通対策課長

委員がおっしゃいます西鉄本社との協議につきましては、今年の1月に入りまして、本社の担当の方と私どものほうで会議、打ち合わせ、意見交換をさせていただき中で、路線の維持について、お話しさせていただいております。

○川上委員

それは1月のいつですか。

○地域公共交通対策課長

本年の1月14日でございます。

○川上委員

委員長、ちょっと何か言っていただけませんか。こういうのを、ずっと続ける、1月のいつですか。きょうじゅうに終わらないよ、この調査。的確な答弁をするように言ってくれませんか。

○地域公共交通対策課長

改めてご説明させていただきます。本年1月14日に、私ども交通対策課の職員と西鉄の担当課長等とともにお話をさせていただいております。内容につきましては、さきの議会、委員会の中でお話がありました、西鉄路線バスの維持・確保につきまして、今後とも維持していただけるような政策、取り組みを継続していただきたいというようなことの申し入れをさせていただいております。またそれ以前につきましては、事あるごとにお話をさせていただいております。

○川上委員

定期的なというのは、どういうことですか。定期的にやっているわけですね。どういう趣旨の会議で定期的に行っているのか。定期的というのは、どれぐらいのスパンで行っているのか、その辺、ちょっと聞かせてください。

○地域公共交通対策課長

西鉄との定期的な会議と言いますか、お話し合いにつきましては、昨年の6月以降、これまで5回開催しております、内容につきましては、本市における西鉄路線バスの維持、また本市の今後の交通体系の構築につきまして、どのような施策に取り組むのが効果的なのかといったようなことにつきまして、情報共有や意見交換等をさせていただいております。私ども、地域公共交通対策課の職員と西鉄の担当課長の方々等とお話をさせていただいております。

○川上委員

先ほど言ったような、こちらの法に基づく行為としては、こういうことになっているのに、こちらの法律によって、こうなっていますよというのは言いました。ここを住民、地域の公共交通を守るという点で言うと、西鉄の交渉が非常に重要だからという話をしたわけですよ。今の答弁では、申しわけないけれど、全然わからない。したがって、わかる資料を提出してもらえませんか。委員長、お取り計らいお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○地域公共交通対策課長

要求されております会議の記録等につきましては、作成しておりませんので、提出することはできかねます。

○川上委員

こういう重大な問題で、西鉄本社と6月以降5回、定期協議をしたというんでしょう。それで記録をとっていないんですか。

○地域公共交通対策課長

記録のほうは作成しておりません。

○川上委員

それは個人的な行為として、会って話をしたということではないんでしょう。市の公務としてあったんでしょう。本当に記録がないんですか。

○市民協働部長

今、西鉄との定期的な協議というものの始まりのきっかけというのは、昨年、西鉄のほうから4路線の廃止をしました。そのときに、飯塚市長名で西鉄バス本社それから筑豊本社のほうに、廃止の再協議のお願いをいたしております。正式に本社に行って。そしてそのときに、今までというのは西鉄のほうから廃止をするよということを決めてから、いわゆる地元協議なり、市との協議というやり方であった。このやり方を、まずはやめていただきたい。そのためには西鉄としても、この路線は本当にこうだんだん厳しくなっているよというような、そういう段階から情報を共有して、そして意見交換をして、そしてそのことについて、本当に大変であれば、そのことを公共交通協議会とか、市民の方にも情報を提供して、そして、その路線をどうしようかというのを西鉄も入れて考えていく、そういう仕組みにしていきたいというようなことで、申し入れをいたしております。その結果、今のような定期的な、緩いと言ったらおかしいんでしょうけれど、そういう形での協議をしているということでございます。ただ、今、質問委員が言われますように、本当に今後、大きく、当然また西鉄さんのほうで運営方針を変えていく、運行方針を変えていくということであれば、正式な協議という形でやっていきたいと思っておりますが、今5回、担当課長が言いました会議というのは、今の段階は情報共有とか、そういったようなところでの会議でございますので、正式な会議録については保存をしていないというような答弁でございます。

○川上委員

6月から、6、7、8、9、10、11、12、1、一月に1回だと、8回になると思うけ

ど、さっき5回と言われたんですね。ちょっと分かるように説明してくれますか。

○地域公共交通対策課長

会議の開催回数につきましては、昨年6月から5回開催しております。確実に月に1回開催するということで開催しているというわけではなく、定期的にというのは日程の調整等もありまして、1か月に1回程度をめぐりに開催するというところの中でやっておりますので、毎月1回という確実な開催ということではございませんけれども、状況に応じ開催させていただいているというところでございます。

○川上委員

西鉄の担当というのは、どういうレベル、部署のところとやっているんですか。

○地域公共交通対策課長

本市を管轄しております営業関係のセクションの課長、また、そのこの社員の方々とお話をさせていただいております。

○川上委員

課の名前は何と言うんですか。課ないし係というか。何とか統括と言うのかもしれないけど。

○地域公共交通対策課長

自動車事業部の営業部営業第3課というのが、本市の管轄というふうになっていると聞いておりまして、そのこの課の課長さん、またそのこの社員の方々とお話をさせていただいております。

○川上委員

市の側は、どういうメンバーですか。

○地域公共交通対策課長

私、地域公共交通対策課長とこの課の係長、担当等でお話をさせていただいております。

○川上委員

場所はどこですか。

○地域公共交通対策課長

場所につきましては、市役所、時には西鉄の本社の会議室等でお話をさせていただいております。

○川上委員

場所はというふうにするんですか。定期協議なんでしょう。場所は交代交代、西鉄本社でやったり、ソラリアでやるわけ。交代交代にしているのか、その都度、その思いつきでやるのか、というふうに決めているんですか。

○地域公共交通対策課長

場所につきましては、交互にという考え方もございますけれども、参加される方のスケジュール等に合わせまして、場所の選定をしております、本市の市役所で開催するという場合もありますし、西鉄の本社のほうでお話しする場合もございました。

○川上委員

時間は、どれぐらいかけて話をするんですか。

○地域公共交通対策課長

私の記憶の中でございますけれども、おおむね1時間、2時間弱というようなところでお話をさせていただいたというような記憶がございます。

○川上委員

5回話し合っているんだけど、その都度、テーマを設けて話しているんですか。それとも一つのテーマがずっと続いているわけですか。

○地域公共交通対策課長

先ほど部長が話をしましたように、今後の本市の交通体系を構築するに当たって、西鉄の路線バスの動向がどう変化していくのか。またそれを早い時期から情報収集できるようなことを

目的としたお話等をさせていただいているということから、今、西鉄さんが考えられている内容ということや、本市の利用状況とか、そういったことを主体として、またその時々状況に応じたお話をさせていただいております。

○川上委員

それは、2対2か何かわかりませんが、顔を見て、マスクしておったでしょうけれど、口頭でやり合っただけなんですか。

○地域公共交通対策課長

口頭でお話をさせていただいております。

○川上委員

いや、資料は出されていないのかということ聞いたわけですよ。市から資料は提示していないのか。西鉄側もこうだよということで資料を提示していないのか。資料なしで話し合っているわけですか。

○地域公共交通対策課長

この会議に際しまして作成した資料等とかを用いて話をしてはおりません。

○川上委員

その会議のために作成はしてなくても、既に作っている資料が西鉄にもあるし、市にもあるでしょう。その会議のためではないけれども、あなた、そう言ったでしょう。既にある資料を持って行ったでしょう。西鉄に資料を何も要求していないの。あるいは飯塚市側からも資料を何も提示していないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

お話をさせていただいております会議で用いている資料につきましては、路線の廃止の申し出等で提示されております資料などを用いてお話をしております、本市のほうで何かを作成したというような資料を、特に用いたお話をしているということではございません。

○川上委員

資料があるわけだ。その協議の場では、資料を持って話をしておるということを今、認めたでしょう。それで、5回会議をしているんだけど、課長が飯塚市側としてはトップで行くわけでしょう。その協議の中身は、課長の責任で頭の中にずっと入れているわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:34

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

これまでの会議につきましては、双方の意見を交換しながら、また、いろんな情報のお話をさせていただきながら、るる今後の方向性について、まだお話をさせていただいているという状況でございます、何かの判断や決定をするといったところ、プロセスまでには至っていない。そういった状況の中で、現状の双方の状況の確認等をさせていただいているという状況でございますので、これといった記録等を策定しておりませんし、またそういった政策決定や施策の判断という場合になれば、改めてそういった公式と言いますか、そういった会議でお話しするような場になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○川上委員

西鉄本社では何回ぐらいやりましたか、5回のうち。

○地域公共交通対策課長

1回でございます。

○川上委員

それはいつですか。

○地域公共交通対策課長

7月に開催した1回でございます。

○川上委員

そしたら、福岡まで西鉄まで行った出張でしょう。復命書を書くでしょう。書いていないんですか。

○地域公共交通対策課長

内容の報告については、口頭での報告をさせていただいております。

○川上委員

紙には書いてないわけですか。

○地域公共交通対策課長

書面は作成しておりません。

○川上委員

誰に報告するんですか。

○地域公共交通対策課長

市民協働部長に報告させていただいております。

○川上委員

西鉄本社へ行って、出張して行って、報告は口頭です。1時間くらいかどうかわかりませんが、西鉄本社まで行って西鉄とやりとりしたことを、部長は口頭報告で良いということなんです。

○市民協働部長

出張命令の報告のやり方については、いろいろあろうかと思いますが、先ほども申しましたように、今までは西鉄とのこういう情報交換とか協議、協議というか、そういうお互いの勉強的なところとか、そういう会合もないというような中でやってきておりました。でもそれではなかなか今後の地域の公共交通を考える上においてはだめだということで、今、やっとそういう本当に勉強会とか情報交換とかいうレベルの会議でございますけれども、まずはそこから始めていこうということでやっております。その中で本当に今後の地域の公共交通について、お互い話し合いができるような、そして最終的にはもちろん正式にきちっと会議案内とか、そういうのをやりながら、会議とか正式な文書通知とかそういうことをしながらやるということになるのがいいのでしょうかけれども、まずはそういう定期的な協議を、勉強会というか、そういうものを積み重ねていくということが大事だというふうに思って、今、やっておるといような会議でございますので、その辺はご了承ください。

○川上委員

何を了承しろと言っているわけ。意味がわからない。私の質問は、5回、西鉄本社と協議をして、1回、7月は本社まで行きました、こちらから。その報告は、口頭だけで聞いて、ああ、そうかと、そういう報告の仕方なのかと、こういう重要な問題が。それで、部長は了解なのかと聞いたわけですよ。

○市民協働部長

先ほども答弁しましたように、この会議というのは情報共有とか、お互いの勉強といったような本当に内部的な会議でございますので、私としては口頭での報告で十分と考えております。

○川上委員

では、この際だから課長に聞くけれど、口頭での報告で部長はいいと言ったとしても、正確に報告するんでしょう。こんな感じでしたとか、そういう報告というのは公務だから認められないでしょう。飯塚市としてはこういう発言をしました。西鉄側はこういう発言をしました。要点はこの辺ですとか報告するでしょう。それはメモをとらずに報告できるんですか。

○市民協働部長

今、ご質問というのは、その会議の進め方、在り方というのがどうであるかというようなことをお聞きなのかなというふうに思っております。今後、会議の在り方について、もし今のようやり方で問題があるかどうかというのは、私どももよく検討して、西鉄さんのほうとも協議しながら、会議の進め方は、再度ちょっと検討していきたいと思えます。

○川上委員

そんなことを聞いていないでしょう。西鉄と重要なやりとりをしているのに、課長はメモを作らずに部長に口頭報告したというのが信じられないわけですよ。まともな公務員なら、そういう重要な案件について、西鉄と協議に行ったんでしょう。そしたら記録をとるよ。

○委員長

川上委員、まともな公務員とかいう発言は、お控えください。

○川上委員

普通ならよ。何で記録もないわけ。どういうことなんですか。本当に記録がないわけ。

○市民協働部長

同じ答弁の繰り返しになりますが、この定期的な協議というのは、本当にお互いの情報交換、勉強というような形での本当に内部的なものというふうな認識で、私も思っておりました。今、ご指摘のように、正式な西鉄と相対峙して協議するというような、そういうような認識というのは、私の中にもありませんでした。ただ、今おっしゃるように、出張命令を出して会議をしていくというようなものでございますので、今後の記録の在り方とか、そういったものについては、ちょっと考えていきたいと思えますし、協議の在り方についても西鉄さんと今後、話し合いをしていきたいと思えます。

○川上委員

ちょっと確認をしたいんですけど、記録がないというのであれば、それは飯塚市として記録をとらないという方針で臨んだんですか。とらないという方針を持ったわけ、これについては。

○地域公共交通対策課長

この会議につきましては、先ほどから申しておりますように意見交換、情報共有という中で話をさせていただくという流れで会議を進めていますので、そのような記録をつくるという考えはございませんでした。

○川上委員

今、聞いているのは――。

○委員長

川上委員、メモをとるかどうかという部分ではなくて、本題のほうに入ってください。

○川上委員

えっとね、もうちょっとだけね。メモをとらないというのは、市の方針でいったのか、課長個人の判断なのかを今、聞いているわけですよ。今、答弁ではわからなかった。これ、この西鉄との交渉についてはメモをとらないというのは、市の方針なんですか。課長の個人の判断なんですか。

○地域公共交通対策課長

今回の記録の作成につきましては、この会議の趣旨から考えまして、記録の作成については

しないというような私の判断でございます。

○川上委員

あなたのその判断は、西鉄から、お互いメモは、お互いかどうかわからないけれど、飯塚市さんはメモ取らないでくださいねというような申し出があったりしたことが原因になっているわけではないですか。

○地域公共交通対策課長

そのようなことはございません。

○委員長

川上委員、本題のほうによろしく申し上げます。

○川上委員

今のやりとりの中で、ネットでも見られている市民もおられると思いますけれど、この西鉄に対して、こんなに及び腰で、先ほど言ったような矛盾の中で西鉄が一方的に撤退するようなことが連続しているんだけど、地域の公共交通を守るかと。こんな及び腰で、そういうふうに市民は見られているのではないのでしょうか。

それで、次にいきますけれど、前回、田川市郡で生活路線が大規模に撤退されると、西鉄が。情報も提供しました、聞いているということでした。それで田川市郡の自治体とも情報共有して、連携して取り組んだらどうかという提案もしたんですよ。それに対して、その方向で努力するという趣旨の答弁があったと思いますけれど、どういう取り組みになっていますか。

○地域公共交通対策課長

田川市郡と本市を運行しておりますバス路線等に関して影響があるということで、田川市郡内で現在、西鉄と協議されている路線について、田川市のほうでどういったお話をされているのか、また今後どういようにお話を進めていくようなおつもりなのかとか、そういったお話について、田川市のほうと、お話、情報共有等をさせていただいております。

○川上委員

ちょっと経過を聞かせてください。

○地域公共交通対策課長

そういったお話、情報共有について、いつお話ししたかとか、そういった記録は残しておりません。ただし、12月に入りまして、田川市のほうで委員会等が開催されておりまして、その状況については、情報を入手しております。

○川上委員

どういうことですか。その田川市郡の自治体と、いつ、どういう話し合いをしたか経過を聞かせてくださいと言ったんですよ。それが質問よ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:49

再 開 11:02

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

先ほどご質問がありました田川市との協議と言いますか、情報共有と言いますか、そういった連絡につきましては、昨年11月、本委員会が開催された後、私の記憶では、11月9日だったと思いますけれども、田川市の担当者の方と電話にて現在の状況等の確認をさせていただいたということがありますし、また翌12月11日におきましても、同様に現在の状況について、お話をさせていただいたという経緯がございます。内容につきましては、相手方のあることとございますので、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

記憶では11月9日に、田川市に電話かけたということなんですか。田川市のどこですか。

○地域公共交通対策課長

田川市の都市計画課でございます。

○川上委員

12月11日は、その協議があったんですか。何なんですか。

○地域公共交通対策課長

12月に行いました情報の共有につきましては、電話にてお話をさせていただいております。

○川上委員

すると、2回電話をかけたただけですかね。

○地域公共交通対策課長

今、お答えさせていただきました部分については、しっかりとした記憶がございますけれども、それ以外のときにもこういったお話については、担当部署の方々とお話をさせていただいております。今、お話にありました2回につきましては、電話にてお話をさせていただいております。

○川上委員

では、田川市と直接会ったことがあるわけですね。田川市の担当と直接会ったんでしょう。それはいつですか。何回ぐらい会ったわけ。誰と会ったんですか。

○地域公共交通対策課長

田川市の担当者につきましては、正式な部署名は今ちょっと記憶にはございませんけれども、都市計画課でこういった交通関係の担当をしていらっしゃる担当の室という部署所属の、所属というか、そういう方と、これまでも何度か直接お話をさせていただいております。

○川上委員

ちょっと驚く答弁が続いているんですよ。前回の調査のときは、部長がこう答弁したんですよ。「確かに西鉄は広域的な形での交通事業者でございます。それに対して、1つの市で対応するのではなくて、市町村がそれぞれ連携した上で、西鉄と協議して市民、住民の公共交通を確保するべきではないかというようなご提案だと思います。」これは私の質問のことでしょう。「それで、現状そういうところの体制をとっておりませんので、今後、近隣の市町村と協議しながら、そういった連携がとれるのか、また福岡県の役割、そういったものも含めて、どういうふうな形で今後、西鉄との協議ができるのか、そういったところについても考えていきたいと思えます。」というのが部長答弁ですよ。それで課長から、ここで答弁しにくいことがあるようなので、あるようなんだけれど、部長は報告を聞いているでしょう。田川市のどの課と何回、どこで会って、どういう情報を共有したのか。田川からどういう話を聞いたのか。部長、報告を聞いているでしょう、部長が答弁してください。

○市民協働部長

今、担当課長が言いましたようなことにつきましては、報告は受けております。ただ、先ほど言いましたように、相手方があることでございますので、その内容については答弁は控えさせていただきます。

○川上委員

はっきり言って相手方は公共団体なんですよ。何か公共団体同士で話をして、ここで、これは特別付託案件なんですよ。そして答弁しているわけよ、協議すると。その直後というか、次の委員会で今聞いて、協議したんだったらどういう内容ですかということを知っているわけですよ。差し控えなければならない理由は、何があるんですか。これだと特別付託案件調査に協力しているとは言えないよ、執行部としては。

○市民協働部長

前回の11月の委員会で、そういった近隣自治体と連携して公共交通を考える組織というか、

協議をできるかどうかを検討していくというような、私が答弁したということですが、現実まだそういう状況には至っていないということで、今後も引き続き、そういったものができるかどうかについては検討していきたいと思います。

○川上委員

前回答弁は、姿勢としては維持をしているという趣旨の答弁だと思います。それで、ちょっと遡るけれど、田川市と何回会ったんですか。

○地域公共交通対策課長

私の記憶で申しわけございませんけれども、3、4回は会ってお話をさせていただいたということがございます。

○川上委員

それは、記録はあるんでしょう。

○地域公共交通対策課長

記録はありません。

○川上委員

どうして記録がないんですか。その市の方針ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:11

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

度々申しわけございません。先ほど私の答弁の分でございますけれども、前回の11月の当委員会の前におきましては、田川市のほうでお話をさせていただいた、直接会ってお話をさせていただいたことはございますけれども、11月以降に入っては、さきの答弁でお話ししましたように、電話での協議というか、お話を2回させていただいたということでございます。

○川上委員

重要な問題で担当課を新設したわけでしょう。西鉄と交渉したり、話し合ったり、ほかの公共団体と話をしているのに記録を残さないような仕事の仕方では、本当にこの仕事やれるかな。自己検討してもらいたいと思うんですけど、この間に、国及び県に対して、飯塚市長として、いろいろ要望を提出する機会があったと思いますけれど、どういう要望をしておるのか、お尋ねします。

○地域公共交通対策課長

国・県に対しまして、何らかのそういったことを、今のところはしておりません。

○川上委員

こういう重大な事態が連続しているわけでしょう。27番、28番、今回。飯塚市だって基本的には困るというスタンスで臨んでいるのに、国あるいは県に対して要望する機会があったと思うんだけど、今までは出してないと。今後、予定はありますか。

○地域公共交通対策課長

現時点で、そういった分の予定を組んでいるわけではございませんが、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

田川市との関係で言えば、県市長会ということもあるでしょう。そのほかの近隣の町村もあると思うので、飯塚市が独自に頑張るということもあるでしょうし、関係の公共団体、自治体と連携していくということもあると思うので、それは頑張ってもらいたいというふうに思います。

横田のコミュニティバス停を増設したいということなんですけれど、経過をお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

来年度、令和3年度のコミュニティバス（颯田・飯塚線）で新設いたしますバス停の設置につきましては、飯塚市地域公共交通協議会の委員の中で、二瀬地区のまちづくり協議会の代表者の方に参画していただいておりますけれども、その方からの要望があったこと、また当課の窓口等におきましても、そのバス停の設置について要望等がこれまでもございました。そういった中で、バス停を設置することについて内部検討をさせていただき、今回、公共交通会議及び協議会のほうに提案をさせていただき、ご同意いただき、今回の設置、変更となったものでございます。

○川上委員

まず、この付近にバス停が欲しいという要求があったと。しかし、飯塚市はそれに対応しきれなかったと。そのために公共交通協議会の場で発言があり、それで飯塚市は腰を上げて実現に至ったという経過なんですか。

○地域公共交通対策課長

二瀬地区まちづくり協議会の方から、飯塚市地域公共交通協議会のほうの会議の場でお話、提案・要望があったということは、今、議員がおっしゃられたとおりでございますけれども、当課のほうに直接とか、いろんなところでお話をいただいている分について、ずっと保留していたというわけではなくて、今回のタイミングにあったところでお話ございましたので、そういったことも含めまして、今回の変更の内容として対応できるのではないかとということで、設置を決定したという状況でございます。

○川上委員

障がいのある方の乗車をサポートする方についても割引というか、減免するということなんですけれど、これはどういう経過かお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

本件につきまして、そもそも障がい者割引ということで、ご本人様の割引は平成26年度の頃から実施しておりましたけれども、昨年度、令和元年度の12月24日付で、飯塚市身体障害者福祉協会の会長様から、当時の担当部署であります地域公共交通支援室宛てに、今回の介護者に対する割引の適用について、ご要望の書面が提出されております。その同日でございますけれども、飯塚市の地域公共交通協議会も開催されまして、その中で同じ趣旨の発言を、委員である会長のほうから発言をされております。そういったことがありまして、私どものほうでも内部協議をし、今回の提案というふうになった経緯がございます。

○川上委員

この措置、私も賛成ですけれど、ちょっと時間がかかり過ぎたのではないかという気がするけど、これが一番早いスピード感ですか。

○地域公共交通対策課長

先ほど申しましたように、ご提案、要望がございましたのが、令和元年度の12月24日ということで、令和2年度の運行にはちょっと間に合わないタイミングでしたので、令和3年度からの適用ということで、要望を出していただきました身体障害者福祉協会の会長様にも同意をいただきまして、今回の提出というタイミングになったものでございます。

○川上委員

一歩前進だけど、スピード感が足りないなというところは課題があると思います。それから、お出かけ支援なんですけれども、先ほど、その後の変化についての説明がありましたけれども、来年度以降の運行見直しの予定はどうか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

買い物ワゴンの来年度の運行見直し予定でございますが、現在のところ7地区で買物ワゴン

をまちづくり協議会のほうで実施していただいております。その中で、筑穂地区につきましては、かなり変更点の部分の案が挙がってきておりますが、それ以外の地区につきましては、軽微な変更等はあるかもしれませんが、大きな変更は今のところ、私のほうに来ておりません。

○川上委員

筑穂の場合は増便の要望が、内住、大分間を初めとして増便要望の声が上がっていますけれど、先ほど言われた見直しの中には、そのことはどう反映されていますか。

○まちづくり推進課長

増便と言いますか、そういう形の部分と言えるかどうかわかりませんが、現在週1回、それぞれ3地区実施をしております。その分について、再来年度、公共交通の抜本的見直しとかも含めて、試行的にちょっと運行していきたいという部分の要望というのは受けていますので、それは今後詰めていきたいと思っております。

○川上委員

この間、市のスタンスは私の質問と答弁との関係で言えば、地域の希望があればということで、土日含む必要回数と。それはわかりましたという答弁だったと思うんですよ。あまり毎日出してくださいという要望はないですね。それはあるんだけど、新型コロナなんですよ。それで市のほうから希望があればというのもあるけれど、感染防止というスタンスで増便しなければならない局面はないかという問題意識なんですよ。それで現在あるいはコロナ前ということもありますけれど、ほぼ満員ですよというときがあったのではないかと思うんですよ。それは把握されていますか。

○まちづくり推進課長

7地区ございまして、地区によっては質問委員が言われますように、時間帯の便によりまして、かなり集中してご利用いただいているという形で報告を受けておりまして、データ上いろいろ見てみますと、やはり午前中の便で10人になって、後の対策とかいう部分はしているという部分はお聞きしておりますが、大体、頻繁にそういう形で発生しているという形の報告は受けておりません。

○川上委員

このお出かけ支援、買物ワゴンで、感染を防止する手だてとしては、どういうことを今、されていますか。

○まちづくり推進課長

感染の防止対策でございますが、この分につきましては、当然、せきエチケット、マスクの着用、また乗車前には手指消毒、そして車内におきましては、窓を開けるなどの定期的な換気、こういう分につきましては、運行事業者のほうにお願いしまして、さらに体調不良の際にはご利用を控えていただくような形で、各買物支援ワゴンの車内のほうに張り紙をあわせて掲示しまして、再度、また利用者のほうには、乗車前に運転士のほうから、そういう注意喚起等の確認をしていただいている状況でございます。

○川上委員

アルコールとそれから検温はどうなっているんですか。

○まちづくり推進課長

アルコールにつきましては、先ほど申しました手指消毒の分で常備していると。検温につきましては、私のほうで把握している限りでは、ご自宅で乗られる前に一応、熱があるかどうかの確認をしていただいているという形の分を確認した上で、乗車前に検温をしているということは報告は受けておりません。

○川上委員

検温はしていないというか、するようになっていないわけでしょう。どうなんですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○川上委員

非接触型の体温計とか、そういうものを設置するような考え方はなかったですか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように非接触型の体温計とかいう部分につきましても、7地区それぞれ買物ワゴンを実施する上で、そこまでのところには今のところ至ってないという形で、我々のほうからもそこまでしていただきたいという形までは、現在やっていないところでございます。

○川上委員

それは検討してもらったほうがいいのではないのでしょうかね。それで、その公共施設貸し出しについては、仮に50人定員のところは25人までとかにしているでしょう。それで、バスもワゴンのほうも定員を落として、窓を開けて換気はもちろんいるでしょうけれど、乗車数を制限かけるというようなことを考えていった場合は、どうですかね。できませんかね。

○まちづくり推進課長

市のほうから、各地区、7地区実施のまちづくり協議会のほうとは、当然お話しすることが必要になると思いますが、実際に今運行しておりますのが、買物ワゴンのワゴン車につきましては、予約乗合タクシーとかを運行されている事業所さんのほうに、あわせてお願いしておりますので、増便ですとかいう形の分につきましては、そこら辺の部分の台数の確保とか、また利用者目線と言えば、そのときに準備できるかという部分も詰めていく必要があると思いますので、現段階では非常に難しい部分があるかというふうな認識でございます。

○川上委員

だから押しなべてということではなくて、密が発生しているよねというところに手当てするという事ですから、これは検討してもらいたいと思います。それから、これは希望によらずに、感染防止というスタンスですから、行政のほうから手当てをするという立場だと思います。

それから、予約乗合タクシーですけれども、密を避ける手だてとしては、どういうふうになっていますか。

○地域公共交通対策課長

現状の予約乗合タクシーの利用状況につきまして、密というような状況は、今のところ発生していないような状況でございます。

○川上委員

密でなくてよかったよね、ではなくて密にならないような手だては、何か考えておられますかという質問ですよ。

○地域公共交通対策課長

現状で特別な措置等を考えてはおりません。

○川上委員

2人とか3人とかいう場合であっても、長時間乗車を避ける必要があると思うんですよね。長時間乗車を避ける手だてとしては、何か検討していますか。

○地域公共交通対策課長

そもそも予約乗合タクシーというものは、出発地と目的地をできるだけ短い時間で運行するということが目的でございますので、乗り合いということが発生した場合、多少、通常の時間よりかかる場合もあるとは思いますが、できるだけ短い時間で運行するという事でやっておりますので、長時間の乗車というのは、余りないものというふうに考えております。

○川上委員

予約乗合タクシーは、事前予約の段階で密を避けたり、長時間を避けることができるわけですよ。だけど、あんまり考えていないと。それで、広域の場合、広域というか、例えば筑穂

とか広いところの場合は、移動に時間がかかるわけです、最初から。これに、当日申し込みが入ってくるでしょう。そうすると、前日までの運行プランに当日申し込みが入ってきますよね。そうすると前日までに最短時間で計画しているのに、当日が入ってくるによって運行ルートが変わるということはないんですか。

○地域公共交通対策課長

そのようなケースはあります。

○川上委員

そうすると、特に筑穂のような状態の場合は、長時間が宿命になる場合がないですか。

○地域公共交通対策課長

そういった意味で時間がかかる、ほかの地域に比べて面積が広いということから、乗車時間がかかるということはあると思います。

○川上委員

それで基本的に事前予約の段階、それから当日配車というか、当日申し込みへの対応の段階と2回、2つの場面で感染防止のための手だてがとれるのではないかと思うんですよ。だから漫然と、新型コロナ感染のことを考慮するというか、それ以前につくったシステムをこの新型コロナの時代で、緊急事態宣言を出している状況、また変異ウイルスが市中感染しておるのではないかとされるような状況のもとで、今までどおりでよいかということがあるわけですよ。この点で言えば、予約乗合タクシーについては、その観点で、かなり大胆に見直しをする必要が緊急にあるのではないかというふうに思います。その一つとして、境界の緩和ないし廃止というのが課題になるとは思いますけれど、これは議論してきたので、あれだけ、ちょっと検討してもらいたいというふうに思います。委員長、これは公共交通だけですかね、健康づくりのほうはまだですかね。では終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

障がい者とそれに伴う同乗者の料金の見直しの件、まずもってこれに関しては大歓迎でございます。いい判断だなと思っております。そこは大歓迎ではあるんですけど、先ほどの話の中の会議録をつくっていないという点、この点については、しっかりと反省をして対応をしていただきたいと思っております。

次に、さきの委員会でお話をしておりました頻回利用に対する対応ですね。さきの委員会のときに、次の大きな見直しが1年ずれたんですけど、そこもあるんですけど、来年度1年延びたのですが、そこに関しては頻回利用ないし車両の見直し等についても考えるべきだという発言をさせていただきました。それに対して答弁のほうも、ちょっと前回の質問と答弁を振り返ります。「3カ年の分を今年度中ではなく、来年度に先送りしたことにしましては、私自身としては非常に正しい判断であったと思っております。やっぱりこの状況の中で無理やりやっても協議できない中であつたら、残念ながら大きな方向転換はできずに、もう間に合わせるためにと同じ状況が続いたのではないかなと思っておりますので、今回、ある意味、コロナで時間ができたわけですから、そのできた時間をしっかりと生かしていただきたいと思っております。」これは見直しを1年ずらしたことについて、私もそうすべきだと私も思っているという発言です。この後に、「片一方で時間ができたということは、ある意味そのプラス1年ができたわけです。では来年度どうするのかというのが、片一方では検討しなくてはならないこととして出てきますが、来年度については、今年度がベースというのは、3カ年プラスアルファなので、ベースというのはそのとおりでいいと思うのですが、ただ片一方で今でもやっておられるような幾つかの修正作業というのは必要だと思うんです。そこら辺に対してはどのようにされるのか、お聞かせいただけますか。例えば、今までもサイズの話、予約乗合タクシーが10

人乗りが本当に必要なのか、乗っている人数を見ると、ほとんどが1人、2人だよ。だったらタクシー車両でもいいよねというお話もさせていただきましたし、コミュニティバスについても、逆にもう一回り小さい今予約乗合タクシーで使っている車体でいけるのではないかという話もさせていただいたことがあるかと思っています。そういったサイズの変更であったりとか、予約の方法であったりとか、そしてまた予約の回数、頻回に利用される方は、ほとんど毎日に近い状況で使われている方がおられると。片一方で予約がとれないで諦めた方々もおられる。そういった中で、その部分の制限等を考えるべきではないのかという話もさせていただきました。そういったことを含めて、来年度に向けてどのような調整があり得るのか、お聞かせいただけますか。」という質問に対し、課長のほうが、「来年度、令和3年度の運行につきまして、冒頭の説明の中でもお話しさせていただいておりますけれども、現在、令和2年度10月以降に、路線ワゴンというような動きも含んで運行しております。その流れを踏まえまして、原則として現在の運行を令和3年度も実施したいというのが基本的な考えでございます。今いろいろご提案等をされておりますけれども、運行の手法、内容につきましては、これから飯塚市地域公共交通協議会等の議論等を踏まえまして、検討を進めていきたいというふうに考えております。」と検討していただけるというふうな形であったんですが、この頻回利用、そして車両の見直し、この点については来年度に向けて、どのような見直しが進んでいるのかをお聞かせください。

#### ○地域公共交通対策課長

今、会議録等を説明いただいたと思いますけれども、ここで議題に挙がっております、これまでの委員会の中で課題として問題提起されております車両のサイズの問題や予約の仕方、その頻回利用者の利用の考え方ということにつきまして、私どものほうでも検討すべき、また調査等をすべき問題だというふうには受け止めております。先ほどお話のありました、私の前回の答弁でございますけれども、来年度、令和3年度につきましては現在の運行を継続する形でやらせていただきたい。提案された内容につきましては、これから協議会等の議論を踏まえて検討を進めさせていただきたいということでございますので、問題意識、そういった課題を調査すべきだということにつきましては、私どもも十分認識しております。そういった中で交通体系が大きく変わってくると、それらの問題についても一緒に考えていかなければ解決しない分だというふうに思っているわけでございまして、そういったことを踏まえて、新しい次期交通体系を構築する中での検討課題として捉えさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○江口委員

わかりにくかったんですが、このときは1年間延びたと。1年間延びた中で、今でもいろんな修正作業を毎年度やっているんだけど、その中で同様にサイズの見直し、それと頻回利用についての何らかの手だて、これをすべきであるというお話をさせていただいたというのが前回の質問なんです。それに対して、答えの中で、「運行の手法、内容については、地域公共交通協議会等の議論を踏まえて検討を進めていきたいと考えている。」というのがお答えなんですよね。今のお答え、要は来年度に向けて、それはちゃんと公共交通会議とかで検討させていただきますというのが前回のお答えだったと、私は当時、受け止めたので、ちゃんとやっていただけなんだなあと。今年度中に、そこをどうしようかというのは、微調整の中でやっていただけたらと思って、そのときは、それから後追いはしていなかったんだけど、今の答弁は、それと同じというふうなことですか。それとも来年度に関しては、そこに関してはやらない、次回の大幅見直しのときにやるんだということですか、どちらですか。

#### ○地域公共交通対策課長

前回の委員会での私の答弁につきまして、ちょっとあやふやな説明だったりとか、説明が不足しているということがあって、なかなか説明がうまくいっていなかったということには、大

変申しわけなく、反省させていただいております。今、お話のありました内容につきましては、令和3年度、来年度の運行につきましては、原則、今の運行を踏襲してやっていくということの判断のもとに、今までやっていたやり方でやらせていただくと。そして令和4年度から、新しい交通体系を実際に運行させていくといった中で、その実施について、どうするかということになってまいりますので、令和3年度中に、そういった問題提起があったということで、検討や調査を進めさせていただくということでございます。

○江口委員

つまり、今の2つの点に関しては、今年度中の検討はやらずに、そのまま来年度はやるということですよ。でも片一方で、先ほど買物ワゴンの話で、来年度増便するかもしれないような話が出ているわけでしょう。大きな制度変更、それと比べてサイズの見直し、頻回利用に関する何らかの対策、どちらが大きい変更ですか。サイズの見直しに関しては、現時点では、コロナの状況もありますのでやらなくていいと私自身は、今は判断しております。そこに関してはいいとは思いますが、片一方での頻回利用のほうなんです。大きな変更の話ではないでしょう。毎年度どころか、もうそういった状況がわかった時点で、それからすぐに調査をして、これをどうやって解消していこうと、すぐにでも対処すべきことだと思うわけですよ。それがまだ、年度の見直しの際でまあいいかとは思ったんですけど、その年度の見直しにさえ挙がらないという話なんです、今の話は。誤解した私が悪かったのかもしれませんが、副市長、来年度は、頻回利用に関しては、もうそのままやらずにそのままだというふうなままでやるんですか。ここに関しては、再度きちんと検討していただきたいと思うんです。なぜかと言うと、この頻回利用、調査資料を出していただきましたよね。それで年間400回以上利用される方もおられるわけです。予約が入らなかったことが、およそ9割程度は予約が入っているからと、予約成功率は9割を超しているからいいんだと思われたのかもしれないけれど、予約成功率が9割ということは、この400回、頻回利用があるとすると、その9割をそのまま当てはめると、40回は予約が取れなかったことがあり得るかもしれないということです。数字の上では、40人の方がその400回の利用の後で、利用ができていないかもしれないということなんです。利用者の数、広がっていないですよ。登録者については、現状、何人ですか。そのうち何名の方が、年間1回以上利用されているのか。平成30年度については、調査の資料を出していただいているんですけど、直近の資料がもしあったら、その数字を。なかったらその30年度でいいので、お答えいただけますか。

○地域公共交通対策課長

データにつきましては、ちょっと手元にございませんで、大変申しわけございませんが、頻回利用者に対する施策、対応という点でございますけれども、私どものほうで、昨年2月6日の当委員会のほうで、委員さんのお話をもとに、いろいろな資料を提出させていただきました。予約の成功率だとか、頻回利用者がどういった予約の入れ方をしているのか。いつもいっぱい予約を入れている状況なのかとか、そういったお話をさせていただき、結果的に現時点での調査結果といたしましては、予約成功率は90から95%というような中で、頻回利用者の予約が原因で、ほかの利用者の予約が妨げられているというような状況は確認できないというような内容でございます。その状況を踏まえて、今後も当然、調査なり原因究明ということはやらないといけないと思いますけれども、主眼でありますより多くの方にこの交通機関を利用していただくという手法の中で、どういった対応ができるかということは当然考えていかなければいけないと考えておりますし、また頻回利用者と言われる方々は、一定のルールの中で、やはり日常生活を維持するために、この予約乗合タクシーというものを上手にと言いますか、うまく利用されている方々なんだろうと思っております。そういった方々が必要に応じて利用されているものというふうに考えている部分もございますので、委員がおっしゃる視点からの問題提起という部分も、当然理解しておりますけれども、今後とも考えて検討していくものと

して捉えさせていただきたいというふうに思っております。

○江口委員

数字がなかった、返答がなかったので言いますけれど、令和元年11月12日の委員会でも出していただいた資料を、よかったらごらんください。こちらの11ページに予約乗合タクシーの利用登録者数がございます。元年11月12日の資料です。こちらでは、利用登録者数が平成30年度の段階で、1万1335人です。では、そういった方々がどのぐらい利用していただいているのかということは、次のページ、12ページに利用回数別登録者数として出てきます。この1万1335人のうち、平成30年度で9587人は、一度も予約乗り合いタクシーを利用されておられません。100回までの利用が1627人、101回から200回までの利用が100人、201回から300回が17人、301回から400回の利用が2人。401回から500回の利用が2人です。予約乗合タクシーの運行日数とかを考えると、この400回から500回の方々というのは、まず、ほとんど毎日ご利用されているという状況になります。今までの累計を見ても、この今の12ページの平成30年度の利用の下に、複数年度の累計利用者回数、平成24年4月から平成30年9月までの6年5か月分の累計がございます。こちらを見ていただいても、1万1335人のうち7205人、65%もの方々は利用なしなんです。100回までの方、この方が3101人の28.26%。この数字、この利用なしと100回まで、これを足すと、もう90%強ですよ。6年半で100回ということは、1年に引き直すと、16回ぐらいなんです。本当にもうほとんど利用されていない方がほとんどなんです。やっぱりどれだけ多くの方にきちんと利用していただくかを考えると、さっき頻回に利用された方々のおかげで、予約が取れていないということは確認されていないという話がありました。ではお聞きいたしますが、そこが本当にそのことが原因で、予約が入れられなかった方々がおられたのかどうか、そのことは確認できているんですか。それが、実際にわかった上でいなかったのか。それとも単に調べられなかったから確認できていないというのか、どちらですか。

○地域公共交通対策課長

まず、昨年11月に出した資料で予約乗合タクシーの登録者数と、それに伴う利用をされている回数等のお話ございました。まずその点につきまして、私どものほうの現状の把握ということにつきましては、予約乗合タクシーという乗り物自体について、非常にこれまでのアンケート等のお話を聞くと有効な乗り物だということが認識はしているんだけど、現在、自分が車を運転しているだとか、今のところはまだ使用をする状況ではないけれども、取りあえずいつでも使える状況でということのお話の中で登録は済ませておくといった方が、かなりいらっしゃるという状況でございます。続いて、頻回利用者の方の利用に伴って、ほかの方が利用できないというような状況につきましては、確かに予約はたくさん入っておりますので、ほかの方とダブる回数というのは当然多くはなっておりますけれども、それが、ほかの方の予約が入れないという状況には、一概になっていないというのが、前回ご説明させていただいた内容というふうになっております。

○江口委員

今、予約が、その頻回利用者の方の利用が元で、今の答弁はそれが原因で利用できなかった方はいないという答弁ととれるのですが、それで間違いはないですか。確認がとれるんですけど。たしか、予約が入らなかったことに関しては、当時は記録が取れていない、予約できなかったことに関しては記録がとれていないんだというふうな形だったと思うんですね。今のお話だと、頻回の方の予約が入っている、事前に先に入っているから、予約をとれなかった方はいないんだという話ですけど、それで間違いはないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:56

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○地域公共交通対策課長

さきの2月6日に開催されました協働環境委員会におきまして、高頻度利用者に関する資料を提出させていただきまして、またその内容につきまして、私のほうからご説明させていただいておりましたけれども、その資料で年間に400回以上利用された方が2名いらっしゃいまして、その2名のうち1名の方が、1か月間40回程度利用されて、その利用のために、ほかの方が十数件予約が入らなかったというデータ、またもう一人の方につきましては、19回の予約をされたものに対しまして、ほかの方が3件の予約が入らなかったという状況について、ご説明をさせていただいております。そのほかにも予約の成功率等の内容につきまして、その2月の委員会の中でご説明させていただいたわけですが、この高頻度利用者の予約の入り方だとか、予約によって、ほかの方が利用できないといったケースにつきましては、高頻度利用者の予約の入れ方だとか、予約の内容といったところを鑑みますと、一概に予約の不成立の原因ということが、この高頻度利用者の予約が、その原因となっている状況ではないというようところが、現在の私どもが分析している状況でございまして、高頻度利用者の利用については、今後もしっかりと考えていかなければいけない課題だというふうに捉えております。

○江口委員

今、お話しされたのは、高頻度利用者が予約を入れた部分で、片一方では十数件、片一方では数件のほかの方の利用の不成立があったということですよ。ただし、それは高頻度利用者の利用が原因ではないと後段言われたかと思うのですが、そういうことですか。

○地域公共交通対策課長

先ほど申しましたデータにつきましては、高頻度利用者2名の方の予約状況に伴って、ほかの方が何件、予約が入れない状況があったという一例を示させていただいたわけですが、後段のほかの方の予約が入りにくい、予約が不成立している状況ということに関しましては、全般的な、この2名だけの話ではなくて、全体的な状況を見た中で、私どもの現在の見解というふうなところでございます。

○江口委員

ただ、その高頻度利用者の予約が原因で予約が不成立があったのは確認できなかったと言っているけれど、実は確認していて、委員会でも報告していたということですよ。それは間違いのないわけでしょう。

○地域公共交通対策課長

先ほど説明いたしました2名分については、そういう状況があったというような説明をさせていただいたものでございます。

○江口委員

そのとおりだったということですよ。ただ、全体を考えると、高頻度利用者が予約したもののだけが原因ではないよと後段で言われたということでしょう。

○地域公共交通対策課長

全体的に見た場合に、そのような見解ということでございます。

○江口委員

原因は一つずつ潰すわけでしょう。一つずつ潰していかななくては。ですよ。そうしないと、せっかく初めて使おうかと思ったのに、電話したらもう入っていた、だめだったからもうやめようと思われた方がおられるかもしれないわけです。そういうことが少しでも少なくなるように、今できることを考える。より多くの方に、できるだけ公平に使っていただくことを考える

のが行政のやるべきことであると思いますが、いかがですか。

○市民協働部長

質問委員が言われますのが、ちょっとすみません、最初に戻りまして、いわゆる車のサイズを見直すこと、それから頻回利用者の利用制限をすること、そういうのは来年でも検討できるような内容ではないかというようなお話、そういう質問であったと思います。車のサイズについてはいいとしても、その頻回利用者の関係でございますけれども、この頻回利用者というのが、頻回利用することが現状の予約乗合タクシー上の乗車行為としては違反であるかと言うと、現状としては違反ではもちろんございません。そういう中で、その方たちの利用回数、頻度を制限するというのは、非常に予約乗合タクシーの根本的な目的、そういったものを見直す必要が出てくようと思います。そういうことになると、すぐに、では来年見直しできるかと言うと、ちょっと私どもとしてもそこはかなり厳しゅうございますので、それにつきましては今度、全体の計画を見直す中で、公共交通協議会とか、そういったところで協議をしながら、そういう頻回の在り方、予約乗合タクシーの在り方、そういったところについては議論をした上で、見直しをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○江口委員

交通協議会とかで協議をするのはいいですよ。ただそれを来年度に向けての中で、要するに、次の見直しのときまで先送りするのではなく、すぐやるべきだという話をしているわけです。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

委員長をお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「公共交通・お出かけ支援について」は、これまで執行部から買物支援対策事業の運行及び利用状況やコミュニティー交通の運行及び利用状況などに基づき報告を受け、調査をしてまいりました。この間、執行部においては民間交通事業者の路線撤退が相次ぐ中、10人乗り車両を用いた路線ワゴンや宮若市との共同コミュニティーバスによる代替運行、7地区のまちづくり協議会で運行する買物ワゴンの拡大や移動販売の開始などにより、市民の移動手段の確保や買物支援に努めてこられたことは、一定の評価をすべきものと考えます。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通需要が大きく変化することが予想される中、来年度まで再編作業が延期されております次期コミュニティー交通体系については、利用者や地域住民や過疎地域住民の意見を聞きながら、頻回利用者等も含めて、十分に調査・分析をした上で運行計画を策定していただくことを要望いたしまして、本件については、調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま吉松委員から、本件について調査終了としてほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了についてお諮りするということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

調査期間2年ということだったわけですが、そのうち、この1年は新型コロナウイルス感染症の拡大の中での調査ということで、これまでの「公共交通・お出かけ支援」の本市における政策展開が真価が問われるところだったと思います。現実の一つ一つの課題に挑戦し、工夫もしておるという中で、抜本的な計画については、市民の素案づくりへの参画、そのものも1年延

期していくような状況とならざるを得ない事態となっております。この際は、今後の新型コロナウイルス感染症の展開がどういうふうになっていくのかということもありますけれども、「公共交通・お出かけ支援」の中に、この視点、感染を許さない視点を太く貫いていく、この立場で見直しも図っていく必要があるのではないかというふうに思います。それから、調査の過程で執行部にも申しあげましたけれども、地域の緊急切実な課題については、市の財政出動方針もあろうと思いますけれども、市の財政状況、現状を考えれば、それを破綻に導くような財政出動までは必要でないわけですから、予算を増額して、地域公共交通・お出かけ支援を充実していくということで頑張っていたきたいし、議会としては、そのスタンスでこそチェックをしていく役割があらうかと思えます。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

調査終了とすることに関しては賛成でございますが、先ほど、偏在の話をさせていただきました。執行側はルールに基づいた利用であるから、その見直しに関しては次回の大幅見直しのときにさせていただきたいというお話でございましたが、ルールに合っても、そのルールそのものが現状を考えたときにそぐわないということであれば、当然のことながら見直しをすべきであると考えます。例えば、今般、「Go To Eat」、「Go To トラベル」、今、新型コロナウイルス対策でやられていた部分が今、止まっています。また、その「Go To Eat」に関しては、当初スタートしたときは、それこそ1回利用すれば、金額の制限なくランチで500円、ディナーでは千円のお金がつくというふうな形になっていました。そのルールの中で、それこそ無限何とかとか、そういう形が出て、政府のほうも現行ルールに合っているんだけど、それが妥当なのかどうなのかを考えると、当然のことながらルールの変更がなされています。この「公共交通・お出かけ支援」に関しては、地域の皆様のための交通手段という大切な基盤であります。であるならばこそ、より多くの方に利用していただくために、早期に見直しをすること、そういったことを要望したいと思います。また、次回の見直しに関しましては、また数点ございますが、それについては本会議での討論とさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「公共交通・お出かけ支援について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:14

再 開 13:15

委員会を再開いたします。

次に、「健康づくりについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

健康づくり関連事業について、ご説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。1. 運動指導等実施状況についてのご説明でございます。(1) 運動指導事業をごらんください。健康づくりへの意識づけ、個々の生活習慣に応じた運動の推進を行っております。表中の1番目及び2番目のウォーキング教室とおおぞら運動教室、これは新型コロナウイルス

感染対策として、春については中止をいたしましたけれども、秋からの事業については予定どおり開催をいたしております。表中3番目のロコモ予防体操教室、これは参加希望者が多い会場では、3密を避けるため定員数を減らし、また2グループに分けて開催をいたしております。今後、10会場35回を予定しているところでございます。

次に、(2)運動啓発事業をお願いいたします。運動啓発事業では、運動習慣づくりのきっかけとなることを目指し、各種事業を行っております。表中1番目の健幸ウォーキングについては、通年の開催手法では新型コロナウイルス感染防止の観点から実施が困難と考えております。ただし現在、新しい形式での実施方法がないかというところを検討している状況でございます。表中の2番目の脚筋力測定及び運動指導は、11月から再開いたしております。今後、5回の開催を予定しております。表中3番目の体組成測定及び運動指導につきましては、今のところ3月に12交流センターにて実施をいたす予定としております。表中の4番目のイオンブース運動指導、これは年間6回を予定しておりましたけれども、会場スペース等々の関係から開催が難しいと判断し、今のところ2月の開催についても困難と考えているところでございます。

資料の2ページをお願いいたします。本市の健康相談事業等の実施状況についてでございます。一番上の(1)健康相談事業についてでございます。保健師・栄養士・運動指導員による、心身の健康に関する個別の相談事業を行っております。表中の1番目の街なか健康相談、これは年6回を計画しておりましたけれども、今のところ7月、11月に開催し、今後3月に開催を計画しているところでございます。表中の2番目のイオン健康相談、これは年5回を計画しておりましたけれども、8月、12月に開催、今後2月に計画をいたしておりますが、今のところちょっと状況としては、感染状況を見守っているところでございます。表中の3番目のJA健康相談、これについてはJAイベントが中止になりましたので、未開催となっております。健康教育事業についてでございます。表中の2番目の働き盛り世代の健康出前講座、働き盛り世代への健康意識向上のきっかけづくり、健康無関心層のアプローチ事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業との調整ができず、未開催となっている状況でございます。

(3)健康啓発事業でございます。自治会や県などの依頼により開催するニーズ健康啓発事業です。8、9月に自治会への運動指導、10月に老人クラブ料理教室、11月に手話の会への運動指導、健康相談を行っているところでございます。(4)の食育事業でございます。飯塚市食生活改善推進員の皆さんとともに、健康な食生活の推進のため、健幸レストランを開催し、500円のワンコインヘルシーランチを提供しております。本年度14回の開催を予定しておりましたが、食事の際の感染対策の徹底が難しいことから、年度内の開催は困難と考えているところでございます。(5)健幸ポイント事業でございます。表中1番目の紙ベースの健幸ポイント事業は、12月末で令和2年の事業は終了し、710人の応募が上がっております。この紙ベースの健幸ポイント事業は、今後は表中の2番目の活動量計、スマホアプリを利用した「いづか健幸ポイント事業」に集約し、健康維持に努めていきたいと考えております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。資料3ページから4ページにかけて、市内5か所のトレーニング室の利用状況を記載いたしております。新型コロナウイルス感染症対策として、4月9日から6月14日まで利用中止を行い、6月15日より利用後の器具消毒、換気の徹底、距離を保った運動器具の配置などの感染対策を行い、施設の利用を開始いたしましたけれども、前年度と比べますと3から7割の利用の状況にとどまっております。また、今回の緊急事態宣言におきまして、現在は午後8時までの開場というところで運用いたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。健幸づくり事業についてのご説明でございます。本年度実施しています「いづか健幸ポイント2020」の事業の一環として、まちづくり行政と健康行政の一本化による施策発現に向け、健幸ポイント事業参加者を対象とした「いづ

か健幸カフェ2020」を立岩交流センターにて実施いたしました。会場では、日常生活に密着した健康相談や健康教室の場として活用可能性の調査、健康2次被害が懸念される新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などのアンケート調査を実施し、205名の参加があったところでございます。

今年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止、延期、事業内容の見直しなどの対策を行った上で事業を進めてまいりましたが、今回、緊急事態宣言の再発令を受け、体を動かす機会や人と話す機会が減少することによる心身活力の低下を防ぐためにも、感染防止対策の徹底を行った上で、健幸づくり事業を進めていきたいと考えております。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○医療保険課長

私のほうからは、特定健康診査・特定保健指導のほうの説明をさせていただきたいと思っております。お出ししている資料につきまして、タイトル「特定健康診査・特定保健指導」とある資料で説明をさせていただきます。この資料につきましては、本市の国民健康保険の特定健診及び特定保健指導についてまとめたものでございます。

まず1ページ目の左側のほうに、事業の概要を記載させていただいております。資料右側につきましては、特定健診及び特定保健指導の過去5年度分の実績を掲載させていただいております。なお、最新のデータが令和元年度でございますけれども、令和元年度の国の特定健診及び特定保健指導の率につきましては、まだ数字が公表されておられませんので記載はしていません。特定健診の受診率につきましては、平成29年度をピークといたしまして、ここ2年は下がってきておりますけれども、県内の市における特定健診受診率は1位、特定保健指導実施率は2位を保っておりますところでございます。

次に、資料2ページ目をお願いいたします。これにつきましては、令和2年度の特定健診の受診者数の12月までの途中経過を掲載しているところでございます。下のほうには比較のために、令和元年度の同月実績を比較掲載した表をつけております。集団健診につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、7月まで実施を中止いたしました。したがって、7月までの実績はゼロになっております。開始後につきましても、感染防止のために時間帯ごとに定員を設けるなど、受診者数を制限して過密にならないような対策をとりながらの実施となっております。受診者数を大きく伸ばすことは困難となっております。よって、受診者数はふえてきてはおりますけれども、昨年並みには戻っていないところでございます。2段目の個別健診につきましては、緊急事態宣言が解除されました5月4日までは、実施を控えるよう国より通知されておったこともありまして、5月は非常に受診者数が少なくなっております。その後、徐々に受診者数は回復しております。昨年度並みになってきてはおります。最後に、累計の受診者数につきましては、12月現在ですけれども、昨年度比で約千人ほど少ない状況でございます。大変厳しい状況ではございますが、残りの期間、感染拡大の防止に留意しながら、受診勧奨に取り組みたいというふうに考えております。以上、簡単ですが説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○江口委員

資料提供ありがとうございます。まず今回、緊急事態宣言を受け、今やっている事業で、今、幾つか事業の説明がございましたが、止めた事業、事業を休止したものとかはございますか。その点はいかがですか。

#### ○健幸・スポーツ課長

今年度、結果といたしまして食育事業といたしまして例年開催いたしております健幸レスト

ラン、これについてはもう全てというか、今年度の開催は中止といたしております。それ以外で、先ほどちょっと説明いたしましたけども、健幸ウォーキング、これについては毎年3月開催予定といたしております。これについて、例年どおりの開催は難しいと思っておりますけれども、違う形で何かできないかというところで今、検討しているところでございます。

○江口委員

ごめんなさい、食育の部分に関して完全休止というのはわかったんですけど、4月、5月ぐらいで緊急事態宣言が出ましたね。それが終わって、事業を再開した部分がある。また今回1月で出たわけじゃないですか。もう一回、2回目の緊急事態宣言を受けて中止にしたものはあるのでしょうかというところなんです。さっきの健幸ウォーキングに関しても——。まず、そこからお願いします。それはないでいいですか。

○健幸・スポーツ課長

今、特にその分で中止にしたという事業はございません。

○江口委員

今、健幸ウォーキングに関して、お話がありました。違う形でできないかというのは、緊急事態宣言が出ているので、もしそれが伸びた場合には、今までの形ではやれないので、ちょっと別な形を検討していると、そういう形でよろしいですかね。

○健幸・スポーツ課長

そのとおりでございます。

○江口委員

公共施設の貸し出しとかもやっているわけですが、交流センターについて、ちょっとお聞きいたします。交流センターについても8時での閉館というのはわかったんですけど、それ以外に、何らか今回の緊急事態宣言で変更した分とかいうのはございますか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、夜8時までの時間短縮という点とあわせて、調理室の利用につきましては利用は可としますが、そこでの飲食については自粛要請をいたしております。それ以外については、変更点はございません。

○江口委員

今の分は、調理室の利用はオッケーなんだけれど、そこで食事をしないでくれに関しては、1月に入って宣言が出る前からそうですよね。宣言で変えたということですか。

○まちづくり推進課長

今回、宣言が出た部分で、よりちょっと強く自粛要請をかけていると。質問委員言われますように、今までもそういう形で自粛要請を行ってございましたけれど、さらにちょっと強めに、強制はできませんけれど、自粛要請をさせていただいているという状況でございます。

○江口委員

4月、5月のときに、交流センターについては、個別で利用制限をかけているという話を、ちらっとお聞きしてお話をしたことが、委員会の席かどうかは覚えておりませんが、あったかと思えます。市としては、これはいいと言っているのに、各館でいやだめなんだと話をした状況があったよという話をしたことがあったかと思えます。そういったことがないようにすべきであるというのは思うわけですが、その点については改めてお聞きいたしますが、そこについては、きちんと統一してやっていただくということでもよろしいですかね。

○まちづくり推進課長

そのとおり、今12センターで貸し館に関してとか、運用上差異がないような形で行っていきたいと考えております。

○江口委員

ごめんなさい、資料の中で施設の利用状況がありましたが、今回、トレーニング室の利用状

況等があるんだけど、これは所管の施設を挙げたということですかね。これ、プール入っていないなと思いつつ、何か理由があったりするのかなと思うのですが、その点はいかがですか。

○健幸・スポーツ課長

今回と言いますか、これまでこの資料のつくり方につきましては、トレーニング室というところで整理をいたしております。その中で、健幸・スポーツ課所管以外の社会・障がい者福祉課の所管である福祉センターであったりとか、トレーニングをする場所の利用人数というところで、記載をいたしているところがございます。

○江口委員

他意はないんだよということですね。さきの委員会で、乳幼児健診について受診率がぐっと下がっているというお話がございました。その状況については、現在どのようになっておりますか。

○健幸・スポーツ課長

前回の委員会の中で、集団健診から個別健診にかわりまして、受診率が50%前後ぐらいのところということで説明をさせていただきました。その後でありますけれども、さまざまな受診勧奨、もうこの状態ではいけないと我々も思っておりますので、電話であったり、訪問、勧奨通知という形でやっております。その結果といたしまして、4カ月健診においては、今12月末の数値でございますけれども、95%のところまで回復をいたしております。8カ月健診で87.9%、1歳6カ月健診においては91%、3歳健診のところ、実際に健診が終わった段階においては、83%のところまで回復をいたしているところがございます。

○江口委員

さきの数字から見ると、かなりの向上かなあとと思います。大変な努力だったかと思いきや、ありがとうございます。あと、それこそ今、緊急事態宣言が出る中で、これからワクチン接種が始まろうとしています。ワクチン接種の主体としては、市町村となるわけですよね。その準備についてはどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

ワクチン接種につきましては、健幸・スポーツ課のほうで今、準備を進めております。ただ、接種の方法であったり、その会場であったりということにつきまして、今、医師会及び関係機関と協議を行っているところがございます。

○江口委員

昨年12月18日に、厚労省のほうで自治体説明会、第1回目の説明会があって、その資料がネット上にも上がっています。その資料を見ていると13ページには、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について、自治体説明会という資料なんですけれども、それによると13ページには、市町村のグループ化ができないかなあというお話が載っております。この点に関しては、何らかの進展等はあるのか。嘉飯桂でやったりするのか、それとも飯塚市だけでやったりするのか、そこら辺とかは協議はどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

まだちょっと正式には決まっておりません。ただし、今回のワクチン接種におきましては、医師会のほうに、非常に大きな役割を担っていただくことになろうかと思っております。というか協力をしていただかないと、ちょっと成り立たないと思っておりますけれども、その際、医師会圏域というのは2市1町でございますので、そこで同じような取り組み、そして自治体もそうですし、医師会であったり関係機関のほうに面倒な手続というか、それと一番は市民、接種者でございますけれども、そこにわかりやすいような形での取り組み、枠組みというところを、今調整をしているところがございます。

○江口委員

これ第2回の説明会というのは、もうあったんですか。いかがですか。第2回目の説明会は

もうあったんですか。

○健幸・スポーツ課長

2回目については、来週の月曜日に開催の予定でございます。

○江口委員

この資料を見ていると、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を使うんだけど、医療機関によってはパソコンやインターネットの環境がないところがあると。そういったところに関しては市町村が代行入力をしていただきたいというふうな形も書いてありますよね。そうすると、そこを事前に調査をして、どこが該当するのか、そこをどうやって調整しようと、いろんなことを考えると、大変な作業になると思います。ぜひ先手先手を打って準備されることと、あとやっぱり、それを今どんな状況ですよというやつをお知らせしていただきたいんです。できたら、きょうの段階でお話できることに関してはご説明いただいて、なおかつそれ以降でも、できたら定期的に対策本部会議が、今、緊急事態宣言中ですので本部会議があるでしょう。そしたら、その後、今こころまで来ていますよとか、大体こんな形になりそうですよとかいうのは、ぜひしっかりと発表していただきたい。それが市民の安全、安心にもつながると思いますので、その点についてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○健幸・スポーツ課長

ワクチン接種については、市民の方皆さん、不安に思う気持ちであったりとか、早く打ちたいという気持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、いろんな気持ちをお持ちの方がいらっしゃるかと思っております。今回、本当に初めて、こういう状況の中での接種ということになりますので、その辺については、情報については、きっちり私も整理をいたしたいと思っておりますし、その分の情報開示については、積極的に行っていきたいと考えております。

○江口委員

ぜひ、よろしく願いいたします。あと、今回また緊急事態宣言を受け、さまざまな方々が厳しい状況に置かれています。ぜひ、コロナに関しては、対策室に関しては市民協働部が中心となってやらざるを得ない、やる形となっております。ぜひ、そこをしっかりとやっていただいた上で、先ほどのワクチンだけではなく、いろんなことに関して、しっかりと発表をしながらやっていくこと。それとあと、また事業者の方々に、どこからどこまでやっていいのかわからないというのも現状であるかと思っております。ぜひそういったところに、これこれこうしたらいいですよとか、そういった助言ができるような市役所であっていただきたいと、その旨、要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

私は基本的に「健康づくりについて」の調査は、これは概要版ですけど、市の健康づくり計画に基づいて、ということで調査をしてきました。それで基本的に健康のことを考えるに当たり、3つの点が必要ということで、栄養・食事、それから運動・活動、それから休養・睡眠という考え方で展開されていますね。これに盛り込むかどうかということは問われておったと思うんですけど、医療という視点がこの1年間の新型コロナ感染の広がりの中でベースに要るのではないかというふうにも思うわけですね。それで、そうしたことについてもお尋ねしたいんですけど、まず健康づくり計画の中に位置づけられている健康づくり食育推進協議会の構成は、どういうことになっておるかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

委員の構成ということでよろしいでしょうか。飯塚市健康づくり食育推進協議会につきましては、飯塚医師会、飯塚歯科医師会、飯塚薬剤師会、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、それと自治会連合会、食育改善推進会、福岡県立大学、小学校校長会、中学校校長会、小中学校PT

A連合会、飯塚市保育協会、飯塚市私立幼稚園連盟、ふくおか嘉穂農業協同組合、それと公募の委員で構成をいたしております。

○川上委員

任期は、いつからいつまでになっていますか。

○健幸・スポーツ課長

任期は2年といたしております、毎年5月、6月のところに最初に会議を開いております。そこから2年という形で任期を設定いたしております。

○川上委員

できれば半数以上は女性でという視点が必要だと思いますけれど、特にこの1年間は、新型コロナとの闘いの渦中にあつたんですけれども、どういう活動されたのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

この協議会につきましては、例年、その進捗管理、また来年度の取り組み等々を協議するわけですけれども、今年度につきましては、1回目につきましては、昨年度の振り返りというところについては書面審議にさせていただきました。2回目につきましては、今、どのようにすればいいかというところで今考えているところがございます。

○川上委員

日常の連携プレーは、どういう形でやっているか、あるいはやっていないか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しました、その構成する団体との協議ということだと思いますけれども、それについて個別の案件については、それぞれ協議をさせていただいておりますけれども、この計画の進捗についての協議を個別ですということはございません。

○川上委員

わかりました。今年度、第2回目をするかどうかはまだわからないというようなことですね。先ほど、補足報告の中でもあつたんですけれども、新型コロナ感染症の広がりが本来の健康づくりの事業に打撃を与えていると。その中で工夫をいろいろしているんだということだったんですが、整理をすると、どういう障害が生まれているというふうになりますか。

○健幸・スポーツ課長

健康づくりを推進するに当たりまして、今回のコロナの感染の結果というところで申しますと、これまで健康づくり事業について、大きなウエートとして、人と接して働きかけるというのも、一つ大きな要素だと思っております。ただこの分が、今回のこの今の状況で申しますと、それを積極的に行えないというところで、事業の目的を達成するための手法のところを大きく見直す必要が、今、出てきているのかなというところが、まず1点でございます。それと今、コロナの状況において、その後の結果というところについて、まだ今の状況というものの結果というところは、今、まだ数値として出ておりませんが、外出、外に出歩かないであったりとか、運動、先ほどトレーニング室でも数が相当減っております。そういった運動不足という問題。それと、栄養のところでもちょっと今、大きな状況が発生しているのかなと。これがこの後どういう結果が出るか、マイナスの作用として、この後出るのではないかと。それに対するケアというところを今考える必要があるのかなというところで、今の状況としては、そういうところを考える必要があると考えているところがございます。

○川上委員

ちょっと寄り道をするようなんですけれど、健幸レストランを中止した理由は何ですか。

○健幸・スポーツ課長

健幸レストランにつきましては、健幸プラザで実施をいたしておりました。2回いたしますが、1回で50人程度食事を提供して、そこで食べていただくというのが健幸レストラン事業でございますけれども、あのスペースでその分をするのは、ちょっと相当密になっているとい

うことで開催を中止いたしました。

○川上委員

それはキーワードとしては、会食、飛沫というのがキーワードですか。

○健幸・スポーツ課長

中止の判断をいたしました時点においては、密が発生する、密と言うか、その狭い空間のところ  
で50人、そこでの食事でございます。当時、春先の状況でございますけども、食事をして、  
そこでやっぱり会話をしたりとかというところでの状況が、非常にリスクが高いというところ  
で中止の判断をさせていただきました。

○川上委員

まだ会食、飛沫の危険性についての認識が深まる前の判断だったという答弁ですかね。それ  
で、私はもともとコロナのことが始まる前につくった計画なんだけれど、さまざまな障害が生  
じるのは当たり前だと思います。これをどう闘っていくかということが大事なだけれど、一  
つ考えていきたいと思うのは、我々は、いろんな余儀なくする会合のときには、検温するでし  
ょう。それから除菌するじゃないですか。それも大事。それは当然するとして、同時にそれに  
参加する人たちが、そのうち月に2回、PCR検査を受けて、陰性ですよという人ばかりが来  
るようになっていて、なおかつ今言ったような検温とか、健康状態のチェックとかをすれば、  
相当程度、安心して健康づくりの事業ができるのではないかなど。そういう意味では、無症状  
の方が、繰り返しPCR検査を受けられるというのは、健康づくりに参加しようとする市民に  
とっても、またそのお世話をする市の職員あるいは指導してくれる方とか、そういった点が必  
要だと思うけれど。それで實際上、どうしても密になるやつは中止をしている、あるいは密を  
避けるような形でしていますということなんだろうけれど、そのほかに、どういう工夫がある  
のかな、ないのかなというふうに思うんですけれど、どうでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

今、私どもが行っている対応といたしましては、まず1点がリモートでできる体制ができな  
いかというところは一つです。私どもの保健事業でいろんな相談業務がありますけれども、そ  
ういう形の中で、リモートで行うということ。ほかの健康啓発事業におきましても、密をつく  
らないというところと、ただ広く周知をするというところを、どういうふうにマッチングさせ  
るかというところで、一つの取り組みとして、実験というかトライアルとして行ったものは、  
各交流センターのところまでちょっと1回集まりませんか。その交流センターのところ  
で、リモートで、そこでいろんな講演であったりとか、健康運動とかいうのを行って、少ない人数  
ですけれども、それぞれの場所ですというような、今、そういう実験と言いますか、そうい  
う取り組みはいたしたところでございます。

○川上委員

この健康づくり計画は4本柱になっています。1番が健康増進計画ということで、幾つかこ  
の間、私もお尋ねしたりしてきました。それで、きょうは2番目の食育推進計画について、1、  
2点、聞きたいと思うんですね。これを見ると、食育推進は3本だて、家庭と地域が一つ。学  
校・幼稚園・保育所が二つ、そして地産地消というふうになっています。それで前回につい  
ては、田川の義務制の学校で、飯塚市の和牛が提供されて、食育という視点、それから地域の今、  
苦境にある肥牛の生産者を応援するという視点。そういう意味で、地産地消というのが非常に  
大事なかなど。飯塚でもやったらどうかと。反応がないですね。そういうことだったんだけど、  
やってきましたけれど、きょうは学校・幼稚園・保育所におけるコロナ感染拡大の時期におけ  
る食育というのは、もちろん、これに書いていないですよ。どういうふうに、今なっているの  
か、お尋ねしたいと思うんですね。

○健幸・スポーツ課長

それぞれ学校、また保育園等の施設における給食の状況でございますけれども、私どもが

確認している事項としては、手洗いを確実にやること。それと食事中の会話をしないことというように注意はされているということは伺っておりますけれども、私どもが今確認しているのはその程度の状況でございます。

○川上委員

現実がどうなっているかについては、食育推進協議会か、全体の場というわけにはいかないんでしょうけれど、個別に学校関係者との連携によって、情報共有することによって、どうなっているかというのは把握できるようにしたほうがいいと思うんですね。それで、ネット上のことではあるんですけど、少し調べてみると、学校でも、幼稚園・保育所でも、やっぱり先ほど言いました会食、飛沫ですから、子どもなら大丈夫よというふうに誰も言っていないわけですからね。国の総理大臣が、あのようなありきまで、もう全然、何て言うか会食、飛沫に対する警戒心とかいうのは、全国民にこの程度ですよというふうに言ってしまふような状況がある中で、我々は頑張らないといけないという問題ですけど。ネットで見ていると、飛沫防止シールドを導入しているところがありますね。状況を把握していますか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。その確認はできておりません。

○川上委員

確認ができてないというのは、教育委員会だとかPTA関係の方とか、情報を求めたりしたことがありますかね。保育所の保護者会とか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど少し申しました、今どうなっている状況かというところで、手洗いであつたりとか、会話をしないということを注意していますと、今どうなっていますかというところの問いとしてそういう回答いただいたというのが、今現状としてはその程度しか行われていないという状況でございます。

○川上委員

くだいですが、もともとこの中には、新型コロナ感染対策というのはないわけですけども。このことについては、今応急的に検討して手だてがとれる、そういうものではないかと思うわけですよ。田川市ではある事業者が、何か手作りのものを、手作りじゃない、あれをネットで見ていると段ボールで作っていましたね。ちょっと、こういう感じのものとかね。それで本市の場合では、自校方式は自校方式なんですけど、教室で学校の場合ですよ、教室で食べる局面とランチルームで食べる局面があるじゃないですか。教室で食べるときの、食材の問題では同じでしょうけれど、どういうふうにマナーをもって食べるかとかいうのは、教室とランチルームでまた違うのではないかと思うんですね。そのときに、先ほど会食飛沫防止シールドという発想になれば、またその対応の仕方も違うのではないかと。これはぜひ、手洗い、余りしゃべらないと、そうしたら何と言うか、ゆっくりかんでから食べましょとかいうふうになりにくいよね。あつという間に食べてしまうという感じ。だから、しゃべりながら食べましょとか言わなくてもいいけど、余り気にして食事をとると体によくないし、1日のうちで子どもたちの一番楽しい時間でしょう、そこは。だから食材についても、栄養がとれてというようなところも、もう少し関係のところと相談して、毎日、和牛を食べろという意味ではないですよ。やっぱりそれが楽しみという心のケアにもつながっていくわけですから。どう思いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:09

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

食育の重要性について、健康づくり計画、またこの食育推進計画の中で記載をいたしております。お子様にとって、給食というのは食育の中でも、食事の重要な場であると思っております。今、質問委員のおっしゃった給食の大切さであったり、その場の工夫であったりとかいうことにつきましては、私どもとしては、そういうことについて教育委員会のほうに伝え、その対応について検討をしてもらうように考えております。

○川上委員

大人は8時以降、酒をのみながらおいしいものを食べる必要がないわけでしょう、今は。学校・幼稚園・保育所の給食の場合は、その子たちが生きていくために、成長するために、心も含めて不可避、不可欠なものじゃないですか。そこが、新型コロナとの関係で一番危険な場面ですよというふうに、今なっているわけですから、大人の責任で、安全に大事な時間を守っていくということに力を集中する必要があるというふうに思うし、これは先ほど言いましたけれど、この計画の中で急いで手を打つことができるし、しなくてはならないことではないかなと思いますので、述べておきたいと思います。

それから3番目の柱は、がん対策のことなんですけれど、それも喫煙場所のことなども、この間に発言をし、そして市役所玄関ロビーから閉鎖になりましたから、それは一歩前進ではないかなと思います。庁内に市民がたばこを吸いに來ることができない場所に喫煙所がありますけれど、あれについても、たばこのにおいがしますから、何と云うか吸っているわけですよ、吸わない人も。だからこれについても、きちんとした管理ができないのであれば、法に基づく行為として、ちょっと考えたほうがいいのかというふうに思います。

それで4番目、母子保健計画について、先ほど江口委員の質問に対する答弁の中で、集団健診の受診が進んだということなんですけれど、これについてはどういう経過があり、どういう教訓があるのか、お尋ねしたいと思います。

○健幸・スポーツ課長

まずコロナ感染状況が始まった3月、飯塚市では3月の終わりに、まず集団健診をそれまで行っておりましたけれども、そこを中止いたしました、一旦。その後、ただしこの健診事業については、何かしらで継続をする必要があると強く考えておりましたので、その対応として、どういうふうになればできるかというところで医師会の先生方とも協議した中で、個別健診であれば、安全がある程度担保できるというところで、個別健診という実施方法において、その後実施をしてきました。そして、ただし今回の状況においては、急激な変化と言いますか、集団接種だったものを急に前触れもなく個別としたところがございましたので、当初受診率においては低い状況、前回の委員会当時にご報告したときの状況で言えば、まだ50%前後というところであったかと思っております。その後、私どもも電話であったりとか個別訪問、また勧奨の通知等々を行った結果として、先ほど申しましたように、全然これまでと同じ、同レベルとまではまだいっていませんけれども、ある程度近いところの受診率のところまでは、これたのかなというのが、今の現状でございます。

○川上委員

その過程で、促すとかアドバイスをしていく過程での困難さというのがあったのではないかなと思うんだけど、そういうところはどうですか。

○健幸・スポーツ課長

集団健診から個別健診に変えた当初におきましては、全くスタイルが違ってきます。それとあわせて、健診においては、いろんな、ただお子さんの体、身長体重であったりそういうのを測るということに加えて、いろんなそこで集団健診のときであれば、保健師がいます、栄養指導ができます、いろんな専門家がいますというところで、いろんな相談業務を行うことができておりました。それが個別健診の中では、それぞれ小児科の先生のところ、また3歳であれば歯医者とかいう形で個別個別になっていきます。トータルでのいろんな相談事業について、そ

こに行けば何とかなるとかということが、今現状でもできないという状況がありますので、その辺の困難さ、またこれを、この後どういう形でその不足分を補っていけるかというところが、今後の私どもの課題だと考えております。

○川上委員

やっぱり親と子と言うか、子と親と言うか、その健康と将来の成長にとって、その時期にやらなければならないというのが、この健診ですから、苦しい判断というかな、悩ましいことがあったと思うんだけど、我々は新型コロナについての科学的な知見を深める中で、先ほどもちょっと言いましたけれど、この分野でもPCR検査を適切な時期に行って、陰性を確認しておれば、先ほど言ったような検温とかいうこともありますけど、比較的安全に、予約制をとるとか、密を避けるとか、工夫しながら集団健診が違う形にはなるけれども、今課長が答弁されたような効能は維持しながら、意義は維持しながらできたのではないかなというふうに思うし、そのためには当然ながら医療スタッフ、それから市の関係のスタッフ、保健師も当然ですけど、お母さんたち、お父さんたちと同じように陰性であることをアピールできるようにしておかないといかんだらうと思うわけですね。そういうことも教訓としてあるのではないかと思うけれど。前回、保健師についてのPCR検査、自己負担なしで、ほかにも言いたい職種の職員はおられるんですよ。でもきょうは協働環境委員会で、この質問なので、重ねて保健師さんのことを聞くわけだけど、何かあれ以降検討したことがありますか。

○健幸・スポーツ課長

保健師に限らずということだろうとは思いますが、市民の方と多く接する場面の職種の方についてはPCR検査を受けて、安心感を提供をしたらというご意見だろうと思っております。私どもも、その対応についてを考えるに当たってですけれども、まずPCR検査について、まずは春からの課題であった、そういう発熱の方とか、感染の可能性のある方が、まずすぐにPCR検査を受けられる体制づくりというのが必要だろうと。ただ、その分についてはある程度、もう体制は整ったのかなと思っております。ただし、その無症状の方に対して、どれぐらいの頻度でいくかということもあろうかと思っておりますけれども、その分が十分に、この飯塚圏域の中でも体制が確立しているのかと言えば、そこまではいってないのかなという判断をいたしております。それについて行政のほうでそういう形の体制を組むに当たっては、医療機関への負担を含めて、今のところ、ちょっと難しいのかなというところの今現状の判断でございます。

○川上委員

PCRの検査体制は、福岡県全体で相当数に及んでいるんだけど、その能力を全面的に発揮できていないという現状があります。ですから、それは福岡県が抑制的にずっと働いてきたために、ベクトルをそういうふうにしてきておいたために、検査体制が充実しつつあるのに、ベクトルはまだ下向きというような状況なんです。したがって検査体制が脆弱だから検査を受けられませんという時代は、もう1年前に過ぎているのではないかと私は思うわけですよ。それで公共サービスとともに、ウイルスが付いてくるのではないかということになれば、本来、住民が享受すべき福祉のサービスを受けにくくなるし、提供しにくくなる。だから、ほかの民間事業所でも相当努力しているじゃないですか。感染防止、それから陰性証明を取るとか。なかにはちょっとパワハラみたいなことがあったりして、注意を喚起する報道もあっていますけれど。公共サービス部門は、特に人との接触、とりわけ濃厚接触的なものが避けがたいところについては、しかとやらなければならないのではないかと。それをやれば、本来の健康づくりの事業の展開に、非常に有利に展開していくのではないかと思うわけです。ですから、繰り返し言っているわけですが、きょうの質問の中では、とりわけ保健師さんということで求めておきたいと思っております。

それから、新型コロナワクチンの接種の問題ですけど、関係機関と協議中というふうに言

われました。先ほどもね。この関係機関は、どことどこどこか言えますか。

○健幸・スポーツ課長

ワクチンの接種に関する協議でございますけれども、昨年末の段階から、まず医師会のほうと協議を開始いたしております。どういう接種体制にするか。医師会との協議の後、接種に当たっての拠点となり得るような病院、それぞれの病院と今、それぞれ協議を行っているところでございます。

○川上委員

その際には、もちろん手を挙げるから接種するんでしょうけれど、ワクチン接種は自分は嫌という考え方の方もおられますよね。そういう方々への対応は、特別に考えているのですか。

○健幸・スポーツ課長

今回の接種に当たっては、努力義務となっております。そういう方への対応というところについては、まだそここのところの整理というところまでは、いきついてないというのが今の状態でございます。

○川上委員

国会で特措法の関係で、罰則を盛り込もうかという話があるじゃないですか。時間短縮に応じるわけにいかないんですという、それから今、入院したくてもできないみたいだけれど、入院をどうぞというのに、いや自宅で言う、そういう人とかね。罰則で強制してというのがあるんだけれど。そういう流れができたときに、社会的に自分の意思でワクチンを接種したくないという方に対する、何とも言いがたいハラスメントみたいなことにならないようにするために、どうしたらいいのかなと考えるわけですよ。私は、そういう場合はPCR検査を定期的にきちんとするようなことで、社会的連帯が維持できるのではないかなというふうに思うんだけれど、何かそここのところの工夫は、今のところ全くですかね。

○健幸・スポーツ課長

実際、この準備というのは、初めてと言いますか、開始してからまだ全体の整理というところまでは行き着いておりません。江口委員のほうから質問がございましたけれども、説明会においても、まだ1回あったのみで、その中でも不確定なところが相当ございます。そのため、事業のスキームを考えるに当たっても、本当にまだ不確定なところが相当ございまして、細かなところとか、当然、気をつけなくてはいけないポイントだとは思いますが、そういったところの整理というところについては、現状まだできていないというのが、本当のところでございます。

○川上委員

いずれにしても、健康づくり計画は4本柱ですけど、昨年の3月にコロナ感染が本格化するそのときに、自殺防止対策の計画を公表しました。準備の過程では、新型コロナのことがまだなかったわけですから、考慮の外というのは、前々回も言ったと思いますけれど。それで計画策定時の自殺に関する本市の特性は、全国と比べてどういう押さえ方になっておるか、お尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

飯塚市の主な自殺の特徴というところでございますけれども、飯塚市、県、それと全国と比較した場合でございますが、男性の40歳以上というところで、県、全国に比べて自殺の割合が、その年齢層が多いという状況は出ております。

○川上委員

要因はどうなっていますか。

○健幸・スポーツ課長

自殺対策計画におきましては、まずその要因について、自殺の要因については、一つの事柄ではなくて、いろんなことが複合的に絡まった状態で自殺ということが起きるという考えでござ

ざいます。その中で、先ほど申しましたのはプロファイリングの中でのケースの特徴というところでございますけれども、男性の40歳から59歳、60歳以上ということであれば、最初の出発点というのは、やっぱり経済的なこと、仕事のことということが最初。それから、いろんな健康状態であったりとか、家族の状況、そういうものが複合的に重なり合って、最終的な自殺に追い込まれるというようなことになるというふうに考えております。

○川上委員

過労というのもあると思いますけど、それで新型コロナ感染の広がりの中での変化の特徴について、何か見解がありますか。

○健幸・スポーツ課長

今、自殺者の現状ということで申しますと、昨年3月以降、コロナ感染が拡大してきておりますけれども、緊急事態宣言がなされた5月であったりとか、その後、その期間については、自殺者については減少しております。ただこれは、その数としての状況でございます。当然、自殺に追い込まれるまでに、その状況、原因と、その結果というところについてはタイムラグが生じますし、先ほど申しましたような、いろんな状況が重なった上で、そういう最後の自殺という形態になるということから申しますと、まだそのコロナの分と自殺というところで、それによって、そういう結果になるというような具体的なエビデンスと申しますか、そういったものについては、まだ確立していないのかなというふうに思っております。

○川上委員

それは飯塚市のことですね。全国的にはどういう傾向があるんですか。

○健幸・スポーツ課長

今、申したのは全国的なものでございます。

○川上委員

私の認識では、明らかに全国的な特徴はあらわれていて、キーワードとしては女性、それから非正規、不安定雇用、ここで自殺の傾向が極めて増大しているというのが一般的報道だと思います。今朝の報道でも、東京都内の30代の女性が自殺していることがわかったと。残されたメモには、自分のせいで迷惑をかけてしまったなどと書かれていたと。ご本人は陽性確認されて、自宅療養中だったんですよ。全国で自宅療養というか待機ですね、本来は。療養というのは、待機やったら、保育所待機とはまた違うけれど、もう入れない待機状態。だからもう療養と言い始めたんだけど、4万1千人というでしょう。福岡県では宿泊施設にも入れなくて、入れなくて2700人と。こうした中で、容体の急変で命の危険と隣り合わせというのがベースにある中で、どれほどの精神的なプレッシャーがあるかを考えたときに、誰が手を差し伸べることができるかと言うと、市町村だと思うわけですよ。脆弱で、状況によっては崩壊しかかっている保健所体制で2700人を見ていると言うけれど、見ることはできませんよ。法律で、この健康づくり計画をつくっているわけですけども、市町村が、新型コロナは市町村を寄せつけないというか、対策は。検査の状況も、この市町村はわからないし、陽性確認の状況も、どういう分布があるかわからないし、陽性確認された人が、今どこにおるかもわからない。したがって最も12万8千人の中で、今の局面で特徴的に困難な状態にある市民、もういっぺんに手を差し伸べなければならぬと思われるその方々に、どこにおられるかわからない。ここに市町村計画の健康づくりないし新型コロナ対策もあるんだけど、それと新型コロナ関連の法律で都道府県が責任を負いますよというやり方の矛盾があるわけですよ。だから人権のこととか、きちっとやっただけいいわけですよ。情報をきちんと管理しながら、飯塚市民の感染者、誰一人取り残さないということができるとするには、これは市長と副市長が仕事をする必要がある。やっぱり福岡県に対して、飯塚市民の情報について適切に提供してくれと。保健所は、例えばですけど、老夫婦2人暮らし、80代半ばです。2人を検査することになったんですけど、奥さんが陽性でご主人が陰性です。奥さんはどうしますかと。自宅療養はどうでしょうか

と提案したわけです。ご主人は、骨折が癒えて自分が料理もしているような状況の中で、妻がいれば安心だし、ケアができるとつい思うし、それから小さな子どもも、その奥さんが見られるから、そういう事情もあって、かえって安心していただけけれど、やっぱり高熱が出て、保健所に連絡をして、保健所が医療体制調整、県の調整本部があるんでしょう。そこで調整を始めたというのが、けさの状況なんです。今、安全の問題を言ったんだけど、心の問題との関係から言っても福岡県が対応できる状況に絶対ないです。

○委員長

川上委員、申しわけないんですけど、質疑のほうをお願いいたします。

○川上委員

それで、このところの、関門を各市町村の首長が特化していく必要があると思うんだけど、飯塚市は、急いでこの状況を把握して、健康づくり計画を改善、強化しながら市民をケアするという方向に踏み出してもらいたいと思うけれど、福岡県に情報共有を求めることはできませんか。

○市民協働部長

質問委員が言われますように、私どもが一番今、懸念しているのが自宅待機者のことだと思います。問題の一つは心のケアと、もう一つは生活支援。その人たちにどうやって食料品を届けるのかとかいったような問題があるというふうな認識をいたしております。したがって、本当であれば保健所との情報共有ということができれば、その辺のことを市町村が担っていけるんでしょうけれど、これについては、なかなか県のほうとしても、個人情報の問題があって、やっぱり陽性患者の氏名、そういう個人情報については市町村であっても伝えられないというのが、現状のスタンスでございますけれども、ただ今後、どういうふうな状況展開になるかというのはちょっと予測できませんので、今言われますように、今後も市町村にそういった情報の提供はできないかということで、県には話はしていきたいと思っております。

○川上委員

災害発生に対して、災害弱者という表現が適切かどうかわかりませんが、災害時に応援を求めたいと思う人は、事前に地域と行政に届けてくださいということについて、個人情報ですからとか言っていた時期があるわけですよ。そのときに、お手上げ方式、自分のほうから手を挙げて、私は個人情報、大丈夫ですと。市がきちんとしてくれるでしょうから、いざというとき、私ここで住んでいますから助けてくださいよと。山の中腹ですけどお願いしますというようなやり方をしたことがあるんですよ。だから、福岡県に話すときに、本人が言ってもいいわけでしょう。私は陽性が確認されて、保健所から自宅にいろと言われました。不安でたまりませんと。誰に相談するのか。保健所は2、3人しかいないわけですから、動ける人は。そしたら、やっぱり分厚いのは市でしょう。だからそういうふうに、市でできることはするからと、あなたたちがご飯やら届けきらんやろうと。介護のこととか、ほかのこともあるわけですから。そういうことを言えばどうかなと思うんですけど、そういうのをあわせて言ってください。それは要望で、強く要望したいと思います。

それから、健康づくりのことで言えば、栄養と運動と休養・睡眠、医療の問題ですよ。それで先ほど特定健診の問題について、医療保険課長から説明がありました。私はこの特定健康診査・特定保健指導の問題も、先ほどの母子保健の関係の集団健診と似たところがあるだろうと思いますけれど、大いに頑張ってもらいたいと思います。それで、感染防止をきちんとやれるような環境を整えるということを前提にね。それで心配しているのは、自宅待機者の中に、あるいは陽性確認された人たちの中に、予後のこともあるわけですからね、病後のこともあるわけですから、満期保険証を持たない状態の方はおられないかというのを心配しているわけです。それで、資格証明書については、国が特別な対策ということで、通知を出してきていると思うんだけど、どういう通知がいつ来たか、ちょっとお尋ねします。

○医療保険課長

触れられました通知につきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課長並びに厚生労働省保険局医療課長の連名で、昨年11月30日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」というようなタイトルで、通知がされております。これにつきまして、内容を簡単にご説明申し上げますと、発熱等の症状のある患者につきましては、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関や受診・相談センターに電話相談を行いまして、都道府県が指定する検査医療機関を受診することになりまして、各地域でその運用がされていると。そういった中で、資格証明書を発行されている方につきましては、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要がある。ですので、これは保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられると。そういうことを受けまして、次のような取り扱いをするということになっております。診療・検査医療機関及び診療・検査医療機関において交付させた処方箋に基づき、医療の給付を行う保険薬局等にあつては、国民健康保険の被保険者が診療・検査医療機関を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うことという内容になっております。

○川上委員

本市では、資格証明書発行世帯は何世帯になっておりますか。この間の傾向とあわせてお願いします。

○医療保険課長

資格証明書の交付世帯ということでございますけれども、直近の情報です。12月末時点で申し上げますと、250世帯の328人ということになっております。

○川上委員

12月10日付、11月30日に初の通知が来て、かなり速やかに12月10日付でホームページにはアップしたと思えますけれども、250世帯は、ホームページを必ず見るとは限らないので、個別に通知をしたらどうですかということをお願いしておりました。どういう状況ですか。

○医療保険課長

そういうふうにご指摘を受けておりましたものですから、1月8日付で資格証明書の発行者に対しては、ご案内を申し上げているところでございます。

○川上委員

その案内文書は、どういう内容になっておりますか。

○医療保険課長

その通知につきましては、「新型コロナ感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証の取扱いについて」と、同じようなタイトルで出させていただいております。内容としましては、資格証明書を提示することで、保険証を提示したときと同様の窓口負担割合で受診することができます。コロナのときにつきましてはですね、というようなことを書かせていただいております。それに沿えるような形で、その他、緊急に医療を受ける必要が生じた者、医療機関に対する医療費の一時払いが困難な場合等については、保険証の交付についてご相談くださいというふうな内容をつけさせていただいております。

○川上委員

資格証明書しか持っていません。発熱がありました、倦怠感もあります。かかりつけ医に電話しますよね。そうすると、その指示でそこで唾液をとったり、診察を受けたり、駐車場か何かですか、場合によっては、2次医療機関に紹介があります。市立病院に行けばそこで駐車場に待たされて、待たされているじゃないね、待っていると案内があつて、症状がある場合は車の中で唾液を取って、症状がある場合はCTを取り、採血もしますよね。ということになるんだけど、いつお金払うんですかね。

○医療保険課長

すみません、実際に受診をするときの状況というのを、私もちょっと把握しておりませんので、ちょっとお答えが難しいです。申しわけございません。

○川上委員

1割とか2割とかいう人も中にはおるのかもしれないけれど、3割とするでしょう。その3割もなかなか厳しい。不安でしょうがない。いろんな検査をする場合があるでしょうから。だからそれも実は受診抑制にはなってしまうんだけど、お金はどこで払うのかな。その3割のお金。払わないといけないんでしょう、その3割のお金。

○医療保険課長

支払いは受診された医療機関のほうにお支払いいただくことになると思います。

○川上委員

そのところ、陰性というか2時間ぐらいで陰性が陽性が出るんでしょう。医療機関によっては。医師会まで持っていったら、2、3日かかるわけでしょう。お金を払いたければ、まだその人、検査中だから、陽性かもしれないわけでしょう、陰性かもしれないけれど。医療機関は、お金を取ってくれるんですか、3割。わからないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:50

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

恐れ入ります、大変失礼いたしました。医療機関を受診された際に、どういうタイミングでお支払いされるかということですが、ちょっとその場に、ちょっと私どもも居合わせているわけでもございませんので、ちょっと把握はしかねております。

○川上委員

ですから、250世帯は先ほど言ったような通知をもらっても、その方たちはものすごくお金は持っているけれど、国保税は納めていませんという方が、例外的に仮にあったとしても、やっぱり基本的には、やっぱり税金が払いにくいぐらいの暮らしの可能性があって、お金をいつ払うのかな、幾らぐらいになるのかなというふうにわからないわけですから、そしたら、受診抑制にやっぱりなるのではないのかなと。だから、これは検査中は現金を多分受け取らないですよ、医療機関は。はいと言ってもらわないでしょう。無症状の人とは違うんだから。だから、その場合どうなるのかを含めて、お金の負担があまりかからないよという安心感がないと行かないですよ、国の通知が来ても、簡単には。それともう一つは、資格証明書を人前で見せたくない、見られたくないという気持ちもあるわけですよ。いやこれで市役所から通知が来たから、これで3割でいいはずだとか言って、あまり言いたくないと。そう考えてみたときに、社会的連帯ということが、感染防止には決定的に必要なことなんですよ。誰一人、取り残してはいけない。取り残された方から展開することもあるわけですから。そういう意味では、社会的連帯という点で言えば、先ほど課長が答弁された中で国の通知の観点で、特別の事情が存在するというふうにも考えられるので、この措置をとるといことなんですよ。この特別な事情とずっと言い続けてきたんだけど、この特別の事情のときには見直すことができるではなくて、法では、資格証明書を発行しないでおくことができるとなっているわけですよ。だから、国が特別の事情だと認める状況が現瞬間においてあるわけですから、それに基づいて、満期保険証を7月31日までか、当面は。通用するものを一方的に、ほかの保健所と同じように、郵送で送付するということが、国の法の建てつけから言ってもできる局面にあるし、感染防止にもなるし、その方の命、健康を守ることもつながると思うわけだけれど、決断を飯塚

市長がしたらどうかと思うわけですよ。副市長、どうですか。その決断を。

○市民環境部長

質問委員の言われますとおり、決断をと言われますけれども、私どももさまざまに今までも委員のほうからご指摘等あってまいりまして、担当課長とも協議を行ってまいりました。しかしさまざまな局面で、税負担の公平性の観点からも、現在の制度を変更することは考えられないというふうに思っております。

○川上委員

税負担の公平性を言っているわけですね。今、国民健康保険税は減免措置を拡大しているじゃないですか。新型コロナの関係でよ。これは同じではないんですか、新型コロナの関係で言っているわけだから。だから、どういう検討したのか、ちょっと聞かせてください。

○市民環境部長

検討に際しましては、資格証明書を持っている方についての、先ほど担当課長が申し上げました昨年の11月30日の通知等で、そういう体調に変化がある方につきましては、病院等にもその資格証明書を持って行けば、きちっとした検査なりができるという状況に現在、至っております。それ以外に、委員が挙げられますとおり、全員の方に満期証を配付してはどうかということには至らないというふうに協議を行っております。

○川上委員

それはいつ協議したんですかね。

○市民環境部長

前回、11月に行われました委員会後に協議を行っております。

○川上委員

緊急事態発令は1月13日なんですよ。東京1都3県が1月7日。この重大な局面、フェーズの展開を考慮して、もう一度検討したらどうですか。1月8日付で発送もしたというんでしょう。その成り行きというか、効果がどの程度かもまだ把握していないでしょう。現場では、今言ったようなことがあるんですよ。どうお金を払っていったらいいのか。それからそんなこと言わないで命のほうが大事でしょうと私は言うけれど、資格証明書が見られたくないという、そういうそれを見せんで何ですかとか言えないわけですよ。その人の命とともに、感染防止という角度で言ったときに。いずれ、ほかの市町村で資格証明書を出しているところでも満期保険証を送る、送付するときがくると思います、もう近いよ。もともと桂川町とかは、ほとんどないんでしょう、資格証明書とか。そういった点で言えば、よそがやったら後からついていきましょうという新生児給付金みたいな発想ではなくて、飯塚市こそが一番にこの仕事をしたらどうかと思うわけです。副市長、ちょっと部長では、一遍前に検討してだめだいう結論を出しているので、2度目の検討するかどうかわからないという感じなので、ちょっと市長を含めて決断してもらったらどうですか。250世帯328人。誰一人として取り残さないということですから。国民健康保険税の徴収猶予、減免は今どうなっているんですかね、新型コロナとの関係では。

○医療保険課長

コロナ関連の減免ということで、数字を申し上げますと、現在のところ、総額で4412万5千円余りの減免額、件数にしますと210件ほどございます。

○川上委員

人類がコロナという点で言えば初めて、重大な感染症に遭遇する一方で、人類は、日本では公的な保険制度が、医療保険制度が整備されていて、迎え撃ったわけですよ、言わば。けど、お金がないために、その制度から、何と云うか事実上排除されている方々がいて、この方々は保険証なしに、毎日、新型コロナにかかったらどうなるだろうというので、もう1年がたつわけですよ。あなたは持っているやつでもいいんですよ、だけでは済まない事情は、先ほど2点

申し上げましたけれど、副市長、よく市長と相談して、そここのところ、この328人という数字があったから言うけれど、この方々の命と健康を守り、感染拡大を許さないという角度で、ちょっと英断をしてもらいたい。いつするんだと。市長のメッセージがずっと危機的状況と言ってきているでしょう。自助、共助で頑張れという無線放送だけでは、いかにもつらいよ。その間、行政は何をやるのかと。行政はこういうことしていますよというのを、そういうメッセージもある。ぜひ、市長と検討してください。答弁がありますか。

○副市長

先ほど担当課のほうで十分協議はしていますけれど、再度、きょうも市長はコロナの件で、県も行っておりますし、お帰りになるのが遅くなると思えますけれど、市長とこういう委員会でのやりとりがあったということを報告しながら、話はしてみたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

委員長にお願いをいたします。本委員会に特別付託を受けております「健康づくりについて」は、これまで執行部から健康づくりに関する事業などについて報告を受け、しっかりと調査をしてみました。この間、執行部においては、スマートフォンアプリを活用した健幸ポイントサービス事業やフレイル予防事業の実施、また新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の事業実施が困難な中、オンラインでの講演会の実施やテレビ電話を活用した保健師による母子面談など、3密を避ける工夫を行いながら市民の健康増進に向けて取り組んでこられたことは、特定健康診査の受診率が、県内の市でも1位というようなことも含めて、評価すべきものと考えております。今後もコロナ禍においては、健康づくりに関する事業の実施が困難になることも予想されますけれども、新しい生活様式に対応した施策や事業を展開していただき、健幸都市いづかのさらなる発展に向け、取り組んでいただくことを要望いたしまして、本件については、調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま吉松委員から、本件について調査終了としてほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了について、お諮りするということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

質問の過程で、大分意見も言いましたけれど、今回、健康づくりについての特別付託案件の調査に当たってベースとなったのは、飯塚市健康づくり計画と昨年3月の自殺対策計画が基本だと思っています。この基本は、先ほど申し上げましたように、法に基づいて市町村計画として作られています。この1年間、この事業計画がなかなか困難の中で闘ってこられたわけですが、一方で新型コロナということになれば、地域医療保険ということで福岡県の言わば先取的な所管という形で、飯塚市民であっても飯塚市に適切な情報が来ないので、全般的なサポート、ケアができない状態があるわけですね。それを先ほども申し上げたと思いますけれど、打開していく道筋を作るのが鍵だと思います。特に1月13日から当面2月7日までとなっていますけれど、緊急事態ということなんですよね。それで、7日以降もどうなるかわからないというわけですから、緊急事態と言われるときには、この市の健康づくり、県の新型コロナ対策の間であって、できること、法はありますけれど、法を活用して大胆に仕事をしていくということが重要だと思います。地方自治体の本旨は、住民福祉の増進ということも第2次総

合計画で明記しましたが、もっと言えば、住民の生命、身体、財産を守らなくてはならぬわけですから、このことにおいては一步も譲らないという決意で頑張ってもらいたいと思います。とりわけ指摘しましたように、自宅待機状態にあって生活の面でも心のケアの面でも、心の面でも分厚いケアが必要な方々の情報については、福岡県ときちんと情報共有できるように頑張るといふこと。それから無症状の場合であってもPCR検査が受けられるように、国、県レベルでやれるようにする必要もありますけど、特に公共サービスの提供とともに感染が拡大しましたという事態があつては絶対ならぬわけですから、そういった点。それからそれとのかかわりも含めて、子どもたちを守るという点で言えば、会食飛沫防止シールドと申し上げましたけれど、こういったキーワードも大事かと。それから4点目は、最後になりますけれど、国民健康保険証については、市が直接関わっているわけですから言ったとおりです。資格証明書及び短期保険証しか持たない方については、満期保険証を送付するということが、本当に緊急に必要ではないかと。これをやって乗り切つて、新しい健康づくり計画に基づく事業展開が、改善も補強もしながら進んでいくのではないかとこのように思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「健康づくりについて」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて報告を受けることに決定いたしました。

「人権教育・啓発基本指針改定(原案)について」報告を求めます。

○人権・同和政策課長

「飯塚市人権教育・啓発基本指針改定(原案)について」報告させていただきます。本基本指針は、平成22年1月に策定しております「飯塚市人権教育・啓発基本指針」が策定から10年を経過し、その間、社会情勢の急激な変化とともに、インターネット上での人権侵害や性的少数者に対する偏見、また平成28年には、いわゆる人権三法が施行され、さらに本市においても、平成30年4月から「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行するなど、平成22年度策定時から多くの状況が大きく変わつてきております。また、昨年度には飯塚市市民意識調査を実施し、その調査結果をもとに、さまざまな人権を問題の早期解決に取り組んでいくために、人権教育啓発基本指針の改定を行うものでございます。

初めに提出させていただいております資料1「飯塚市人権教育・啓発基本指針(改定)原案」のほうをお願いします。こちらは改定を行おうとする飯塚市人権教育・啓発基本指針の原案になります。第1章から第5章までの5章だつて、末尾に資料として関係法令や条例を加えております。基本的には現行の人権教育・啓発基本推進の方針を踏襲しながら、社会情勢の変化や新たな法令や条例、意識調査結果の反映を行い、改定を行っているものでございます。

次に、各章ごとの説明をさせていただきます。資料4ページをお願いします。第1章は、資料4ページと5ページで、基本指針策定の趣旨、性格について記載しており、重立った改正は、法改正等の社会変化に伴う修正を行つております。次に第2章ですが、資料の6ページをお願いします。第2章は、資料6ページから9ページで、人権を取り巻く状況と課題で、国際的潮流、国・県・市における取り組みを記載して、近年の国連の動きや国・県・市の取り組みについて加筆を行つております。次に第3章ですが、資料10ページをお願いします。第3章は、

資料10ページから17ページで、人権教育・人権啓発の推進で、就学前教育、学校教育、家庭、地域、企業における取り組みについて、市民意識調査結果を踏まえて加筆、修正を行っております。次に第4章ですが、資料18ページをお願いします。第4章は資料18ページから38ページで、分野別人権施策の推進として、部落差別問題、女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がいのある人の人権問題、外国人の人権問題、そして様々な人権問題の、大きく7つの人権問題に分け、それぞれ現状と課題、施策の基本方向について、法制定の動きや新たな人権問題として取り上げられる課題を整理しております。最後に第5章ですが、資料の39ページをお願いします。第5章は、推進体制等として、平成22年指針策定後に設置しました飯塚市人権教育・啓発推進本部や推進協議会について加筆し、文言整理を行っているものでございます。資料40ページ以降につきましては、基本指針資料としまして、世界人権宣言、日本国憲法、関係法令、本市条例をつけている状況でございます。

次に、資料2「市民意見募集チラシ」をお願いいたします。市民意見募集は、広報いづか2月号と、市のホームページで周知のほうを行い、2月1日から3月2日までの間、各人権啓発センター、各地区交流センターなど、市内21カ所に意見提出箱を設置するとともに、郵送、ファクス、電子メールで受け付けを行い、いただいた市民意見を踏まえ、3月末までに策定を終える予定にしております。以上、「飯塚市人権教育啓発基本指針（改定）原案について」報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

7ページの中ほどに、「幼稚園・保育所・こども園等においては——」というところ、わかりますかね。「全ての職員が部落差別問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と共通認識のもとに乳幼児一人ひとりの特性に応じ、発達段階に即した指導を行うことが出来るように工夫した教育・保育課程の編成をする必要があります」と書いていますけれど、これはどういう意味ですか。

○人権・同和政策課長

ご質問の「全ての職員が部落差別問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と共通認識のもとに乳幼児一人ひとりの特性に応じ」、この部分につきましては、部落差別問題を初めとするさまざまな人権問題、最近で言えば、それこそ新型コロナウイルス、コロナの関係とか、こういった部分についても、やはり人権問題として出てくるものというふうに考えております。そういった正しい人権認識、人権理解を持った中で、教育に携わるといふような意味合いになっています。

○川上委員

「部落差別問題をはじめ」と書いてあるんですよ。「正しい理解」と書いているんですよ。これは、その正しい理解というのは、どういったのが正しい理解になるんですか。

○人権・同和政策課長

文言としましては、「部落差別問題をはじめとする様々な人権問題」までで1くくりで、それについての正しい理解と共通認識ということで考えております。ですので、人権問題は、それぞれ女性の人権問題もあれば、障がいを持つ人の人権問題もあり、部落差別問題に関する人権問題もございます。そういったところをそれぞれの人権に関するものがございまして、基本認識としては自分との違いというのを、例えば障がいのある方であれば認めるとか、もしくは女性の問題であれば、ジェンダーによる差別意識を持たない。また男女協働の視点、こういったものも必要だとか、それぞれの人権問題で重要視されるものがあるかと思っております。

○川上委員

正しいかどうかは誰が判断するのかなと思ったわけです。

○人権・同和政策課長

確かにおっしゃられるように、正しさというものを誰が判断するかというのは非常に難しい問題であると思います。しかし、そういった中で、なかなか正しさというもの、これが正しいというのが自分の中でわからないときもあるかと思いますが。そのために研修会、または講演会などをしておりますので、そういった中に入ってきていただきながら、確認をしていただければというふうに思います。

○川上委員

研修会に行けば、その正しい理解を教えていただけるということなんですね、今の答弁。研修会に行くというのが出てくるわけですね。研修会のことを書いていますか。

○人権・同和政策課長

研修会については、ちょっと私もこの中でどの部分にそれが入れていたのかということについては、このページですというのがすぐには出てこないんですけども、少なくとも推進体制、ページ数でいきますと39ページのほうになりますけれども、こういった中で市の連携、推進体制、また国・県の連携、関係団体との連携、こういった中で、協働し実効ある人権啓発の推進に努めますというふうな表示もしておりますので、個別に研修会や講演会という文言がないかもわかりませんが、そういった中に1回の参加では、やはりどうしてもなかなかわかりづらい部分や認識しづらい部分もあるかと思いますが、当事者の方などを講師としてお招きして、実際にお話もいただいておりますので、そういったお話を聞いていただいて、ご理解いただけたらと思います。

○川上委員

例えばですけれど、この「全ての職員が部落差別問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と共通認識のもとに」という一行ちょっとぐらいの文書は、ないほうが正しく伝わっていくのではないのでしょうか。そういう印象を持ちました。

人権教育・啓発推進本部というのが本市にあるようですが、ここは、この人権教育・啓発基本指針とは、どういう関係になるんですかね。

○人権・同和政策課長

飯塚市人権教育・啓発推進本部というのは、組織としましては市長を本部長としました、市の職員による内部組織になります。構成としましては、市長、副市長、各部長、事務局が人権・同和政策課ということになっております。人権施策に関わる重要な案件について報告を行い、または協議を行う、そういった場がございます。

○川上委員

推進本部の構成メンバーは、どういうメンバーで何人でやっているんですか。どういう活動をしているのか。しているんでしょう、今。どういう活動しているんですかね。

○人権・同和政策課長

まず組織体制でございます。組織体制は、本部長は市長をもって充てるということになっております。また、副本部長は、副市長をもって充てるということになっております。また本部委員は、教育長、企業管理者、総務部長、行政経営部長、市民協働部長、市民環境部長、経済部長、福祉部長、都市建設部長、議会事務局長、教育部長、企業局長というふうなメンバーになっております。

○川上委員

執行部の推進本部に議会事務局長が入っているのは、どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

当時のこのメンバーを選出したときの決裁文というのを、本日ちょっと持ってきておりませんもので、当時の状況というのが、ちょっといまいち推し量るような形でしか答弁のほうは申し上げられませんが、企業局長なども入って、また教育部長なども入っていることから、

市の組織として横断的なところで共通認識、また同じような情報共有を図るところから、全ての部長クラスについて、他部局であっても構成メンバーの中に入っているものというふうを考えております。

○川上委員

わからないんでしょう。地方自治の二元代表制の関係からいえば、あり得ない。議長が特殊に派遣して、参与とかいうわけでもないんですからね。それで人権教育・啓発推進協議会というのがありますね。これは、どういう構成なんですか。

○人権・同和政策課長

構成するメンバーでございますけれども、飯塚市1名、飯塚市教育委員会1名、部落解放同盟飯塚市協議会1名、福岡県教職員組合嘉飯山支部より1名、福岡県高等学校教職員組合嘉飯山支部から1名、飯塚市自治会連合会から1名、飯塚市社会福祉協議会から1名、飯塚市民生委員児童委員協議会から1名、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会から1名、飯塚市老人クラブ連合会から1名、飯塚市小中学校PTA連合会から1名、飯塚市保育協会から1名、飯塚・田川・嘉麻私立幼稚園連盟から1名、飯塚商工会議所から1名、飯塚医師会から1名、飯塚歯科医師会から1名、飯塚人権擁護委員協議会から1名、いづか男女共同参画推進ネットワークから1名、飯塚市婦人会から1名、特定非営利活動法人人権ネットいづかから1名、自治労飯塚市職員労働組合から1名、嘉飯地区公立高等学校校長会から1名、嘉飯山地区高等学校人権・同和教育研究協議会から1名、嘉飯桂地区企業内同和問題推進協議会から1名、飯塚市人権・同和教育研究協議会から1名、嘉飯桂地区企業人権・同和教育啓発関係行政推進協議会から1名、以上の構成になっております。

○川上委員

性的マイノリティーだとか、病気の難病の関係の方たちとかいうのは、今、なかったですかね。

○人権・同和政策課長

まず一つは、性的少数者、いわゆる性的マイノリティーと言われる方々の団体でございますけれども、以前、本会議においてパートナーシップ制度のご質問をいただいた折に、市内の性的マイノリティーの方に対する団体がないものなのかということで、ちょっと調べはしていただんですけども、今のところちょっと把握できていない状況でございます。ですので、性的マイノリティーについては、ちょっとうちのほうでまだ現在把握ができておりません。また難病の部分についてでございますけれども、こちらのほうはちょっとまだ調査のほう行っておりませんでしたので、把握ができておりません。

○川上委員

これは団体が委員なんですか、それとも個人が委員なんですか。

○人権・同和政策課長

団体のほうからご推薦をいただいて、1名という形になっております。

○川上委員

そうしたら、個人なんですね。そういう協議会の構成メンバーは個人なんでしょう。

○人権・同和政策課長

出席いただいている委員さんについては、当然個人の方が出てきていただいておりますけれども、その個人の方を出てきていただくに当たっては、今申しました団体様のほうからのご推薦をもって出席いただいておりますので、確かに個人の方が出てきてはおりますけれども、団体さんのほうが構成員ということで考えております。

○川上委員

規則はどうなっているんですか。団体をもって、構成員とするとなっているんですか。

○人権・同和政策課長

構成員につきましては、設置要綱の中で、協議会は別表がございまして、別表が今申しましたところなんですけれども、別表1に掲げる構成団体から推薦された者をもって組織するという記載になっておりますので、構成団体からということになります。

○川上委員

そうすると性的マイノリティとか、ハンセン病の方とか、HIVの方とか、全国1780ぐらい公共団体があるけれど、全部に団体をつくっているわけではないから、要するに、そういう少数者は市の規則では最初から排除されているわけですね。それから、今回の原案について、市が考えている原案作成についての眼目はどこに置かれているんですか。改定したわけだから、どこをどう強化したのかとか、どこがどう改めたのかとかいう説明でなかったのが、眼目がわからないわけですよ。時代は展開しているわけだから。そこのところがわかればありがたいけれど、わからないなら、もうわからないでもいいです。

○人権・同和政策課長

まず今回の改定に当たって、基本的な考え方というのは人権に対する考え方でございますので、そう大きく変わっていくものではないというふうに考えております。ですので、本計画の策定の趣旨、こういったものについては、前回の部分を踏襲しながら一つ一つちょっと詳しくなりますと、各章ごとにいきますと、文言整理、こういったものもしております。例えば第1章でありますけれども、資料4ページから5ページになります。この部分につきましては、基本的人権についての日本国憲法に基づく記述、こういったものを、まず第1章の冒頭に入れております。これはやはり憲法が一番人権に対する保障を行っている根幹をなすものだとこのころで、こういったところは新しく加筆・修正を行っております。また文言修正としましては、前回まで障がい者というふうな表記を行っておりました。これを例えば、障がいのある人というふうな表記に直したり、また同和問題というものは部落差別問題、こういうふうに置き直しております。また第2章につきましては、国際的な潮流ということで先ほどご説明のほうをいたしましたけれども、具体的には障害者の権利に関する条約や人権教育のための世界計画の採択、またSDGsなどに加えまして、国内においては平成22年以降の関係法令の加筆、こういったものを第2章においては行っているということになります。また第3章は10ページからになりますけれども、人権教育・人権啓発の推進ということで、こちらは就学前教育や学校教育、家庭教育、企業、地域という、いわゆる5つのライフステージや生活エリアというふうに言うことができると思います。こういったものの中について、それぞれの区分において昨年実施しました市民意識調査結果を説明記述としまして、またそのグラフ化したものを今回、基本指針の中に入れ込んでいる、よりわかりやすくしているというところがございます。また第4章でございます。こちらのほうは各分野ごとの人権問題になるんですけれども、資料で言えば18ページからの部分です。これは各分野における社会の変化や法令の整備状況、こういったものを整理しております。また資料の31ページからになるんですけれども、様々な人権においては従来、その他の人権問題として1くくりにしていたものにつきまして、インターネット上の人権侵害、また性的少数者、HIVやハンセン病患者、こういったものをくくりとしてはさまざまな人権問題というふうにはしておりますけれども、一括記載ではなく、それぞれ個別に現状と課題、施策の基本方向を示すような形をとっているという形になっております。全体的にどこが目玉として変えたのかというふうなお話になりますと、それこそ今、申しましたように全体的な見直しを行っております。ただベースになっている人権への考え方というのは踏襲した中で、より詳しく、またより新しいものに、遺漏がないようにというふうに改定したのが、この改定の状況でございます。

○川上委員

私の問題意識は、今度の改定の時期だからというのものもあるかもしれないけれど、契機となったのは、国の法律もありますけれど、市の条例が改正されたことがあり、そしてそれに基づい

て意識調査をしたわけでしょう。設問の圧倒的な問題は、同和問題じゃないですか。3分の1ぐらいは、同和に関する質問でしょう。あなたは当事者ですかとまで聞いているわけだから。しかもこれは解放同盟が責任者は2人だし、検討委員会に2人出して責任者にもなっている、そういうところが意識調査のまとめをしたわけでしょう。そこから出てきているのがこれという行政行為としての流れですよ。そしたら、眼目は何かなど。課長は答えられたけど、日本国憲法が保障する基本的人権について、新たに明記したと言われたんですかね。これは重要だと思う。だけど、最初から同和問題突出型、しかも当事者団体である解放同盟が、ずっとイニシアチブをとり続けている取り組みですよ。そのところは、ポイントだということを見ておかないといけない。そうした一方で、先ほど言いましたけれど、性的マイノリティーの方々、それからH I Vとかハンセンの方たちは、審議会から最初から排除されている。外国人団体は本市にもありますよ。だけど、団体があっても声もかけていないわけ。だから、この運動と構成の流れの中に、何と言うかな、濃淡があるというふうに、きょうは言うておいてもいいと思うけれど、少数者を排除されている傾向はないのかという心配をするわけです。最後ですけれど、この中に新型コロナという単語がないのはなぜですか。

○人権・同和政策課長

お手元資料のほうの52ページになります。まず、本基本指針を策定するに当たりまして、この資料52ページのほうは添付資料ということになっておりますけれども、4として法務省人権啓発活動強調事項（令和2年度）というものがございます。基本的にはここの項目にある項目をベースとしまして、基本指針のほうを策定しております。そういった観点から、今回、新型感染症であるコロナについての記述というのが、この中にはないものではございますけれども、新型感染症とかコロナという記述はございませんが、同じく資料の38ページの下から3行目になりますけれども、「今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権課題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの問題に応じた教育・啓発に努めます」ということであり、またこの新型コロナ感染症というのが、この計画自体は、前回は平成22年でございますので、10年なりのスパンでもって作っております。そうしますと、やはりパンデミックというふうに今なっておりますけれども、この新型コロナ感染症のほう为例え、仮に今年実施されるワクチンで抑えられた、もしくは来年になればもうなかったというふうなことになりますと、ここの中への記載もどうかと思いますし、また逆にしばらくこれはちょっと収まらない、もしくはやはりこの中にどうか基本指針として位置づける必要があるということになりましたら、同じく資料で言いますと39ページになりますけれども、4番で基本指針の見直しということがございます。読み上げますと、「今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います」というふうに文言のほうを入れさせていただいております。ですので、新型コロナ感染症に係る人権問題について、やはりこれは基本指針の中にきちんと位置づけを行うべきだ、行った上で実施計画などに、その施策を盛り込むべきだというふうなことになりますと、必要に応じて適時見直しのほうを行いたいというふうに考えます。

○川上委員

聞き方が悪かったと思うけれど、内部で新型コロナを入れるか入れないかとかいう検討はしたのかという意味です。あなたの今の見解を聞いたわけではなくて、検討はしたんですか。

○人権・同和政策課長

一応、内部で検討のほうは部長以下でしております。

○川上委員

そしたら確認すると、原案としては、新型コロナは検討したけども入れないということ、内部の意思決定をしたということですね。それを質問しましょう。

○人権・同和政策課長

内部で検討を行った後に、先ほどの理由により、今回は明記を避けています。

○川上委員

適切ではなからうと思います。どうしてそういうことになるかという、先ほど言った経過、国の法制定から県があって、市の条例改正の流れの中で、部落差別問題を初めとするところ、目に奪われていて、現実に生じている重大な差別だとか、ハラスメントとか、死に至るようなことが起こっているのに、それに目を奪われて、現実の問題については議論しても、すぐするというようになっておるのであれば、これは大変重大だというふうに思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

今、同僚議員のほうから、コロナのことが出ましたけれども、私もこれは指定感染症というのは、一類、二類、三類、それから新型インフルエンザを除くというふうになっていますから、指定感染症というのは、要するにコロナというふうに特定する必要がなくて、今後、コロナにかわる新しい感染症が出る可能性がある。そういうときは、指定感染症という言葉を使うのが適切であろう。それで10年間のスパンであるということならば、やはり、その10年間に耐えるものであるべきであると思いますけれども、先ほどの答弁の中で、今回、検討したが入れてないということならば、私はこの意見書の中にそういうことを入れてはどうかと思います。そうすれば、この意見書というのは、2月1日から3月2日までという期間になります。それで、これが4月1日からの施行ということになれば、もう3月1日、2日でぎりぎり意見書が出るということになれば、それをまた検討する、これを読めばそれに回答すると、賛否、載せる、載せない、検討すると、そういう期間も必要でしょうし、こういう冊子を印刷するというようなことも必要になってくるかと思えます。そういうことが、タイムスケジュール的に大丈夫なんですかね。そこをお尋ねします。

○市民協働部長

ちょっと補足も含めて、コロナの関係については、先ほど担当課長が言いましたように、入れるか入れないかということは検討しました。その中ではコロナというよりも、感染症者みたいなイメージでの表現ではどうかというような、そういったこともちょっと協議をいたしました。ただ今回、今の段階については、先ほどから担当課長が言いましたような理由を含めて載せておりません。今回、今の段階はまだ啓発基本指針の改定の原案ということでございますので、今回、担当の協働環境委員会の中でのご意見、それから市民意見を今から募集しますので、最終的にはそういった意見を踏まえた上で策定をさせていただきますので、きょうのご意見は、ご意見として私どもとしては受けて、策定に当たっていきいたいというふうに思っております。

○人権・同和政策課長

それではスケジュールのほうについては、私のほうから回答させていただきます。スケジュールのほうにつきましては、市民意見募集を行い、ご意見をいただいた後に、そのご意見に対する市のアクションを決めまして、ホームページなどで回答を行った後に、基本指針のお手元に配付してあります原案という、この部分について350部ほど印刷する予定にしております。こちらについては、およそ2週間ほどで完成するというところで、十分完成する予定にしております。また、あわせまして、基本指針の概要版というのを作成するようになっております。こちらのほうはイメージとしましては、A4の2つ折りで、ページ数に直しましたら4ページ、またはもう少しふえても6ページというところで考えておりますので、こちらのほうは、さらに印刷が早いと思えます。1500部ということですが、こちらのほうが1週間程度で印刷が仕上がるものというふうに計画しております。あわせまして、3月の末には冊子として

完成する予定にしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。